

〔資料 7〕 調査研究事業関係資料

外国商品市場取引に係る分離保管の実情に係る調査の結果

平成 25 年 4 月 12 日
日本商品先物振興協会

1. 調査実施時期、対象等

- (1) 調 査 期 間 平成 25 年 3 月 14 日～21 日
- (2) 調 査 対 象 「外国商品市場取引に係る顧客資産の分離保管に関する規制の解釈についての主務省説明会（平成 25 年 2 月 20 日開催）」に出席した商先業者 13 社
- (3) 回答のあった会社数 4 社

2. 調査結果

問 1. 自社で行っている、又は行おうとしている外国商品市場取引のうち商品先物取引法（以下「商先法」）に定める分離保管制度に関して、国内商品市場取引と同等の保全対象措置*が認められることを希望する取引はどのような取引類型か。（複数回答可）

*商品先物取引業者（以下「商先業者」）が委託者から預託を受けた取引証拠金のうち、当該業者が委託の取次を行う際の取次先となる外国業者を通じて外国の清算機関に預託された証拠金については保全対象財産としない措置

①取引類型

- 類型 1（委託者 ⇒ 国内商先業者 ⇒ 外国商先業者） 3 件
- 類型 2（委託者 ⇒ 国内商先業者 ⇒ 国内商先業者 ⇒ 外国商先業者） 0 件
- 類型 3（委託者 ⇒ 国内商先業者 ⇒ 外国商先業者 ⇒ 外国商先業者） 2 件

②類型ごとの外国名及び取引所名

(7) 類型 1

注文を執行する外国商先業者 が規制を受ける外国	注文が執行される外国取引所名
米国	CBOT、CME、COMEX、 NYMEX、ICE U. S.
米国*	ICE EURO
シンガポール	SGX（S i c o m）

* ICE EUROで注文執行する外国業者が規制を受ける外国を米国とした件について
会員から概要以下の説明を受けた。 : ICE EUROは英国に所在する取引所であり英国法の規制を受ける。同取引所では、日本で言う遠隔地取引参加者資格に類似する参加者資格が用意されていて、米国等外国に所在する業者が英国外から注文執行する

ことが可能となっている。当該業者が米国に所在している場合、顧客からの預り資産の保護に関しては米国法の規制を受けると認識している。

(4) 類型 3

注文を取次ぐ外国商先業 者が規制を受ける外国	注文を執行する外国商先業 者が規制を受ける外国	注文が執行される外国 取引所名
香港	米国	CBOT、CME、C
シンガポール		OMEX、NYMEX

問 2. 諸外国の分離保管制度、業者が破綻した時の倒産法制等について
回答した各社の認識は以下の通りであった。

外国名	分離保管制度の有無	業者の経営破綻時に分離保管して いた顧客からの預り資産
米国	有る	一般債権にならない
香港	有る	一般債権にならない
シンガポール	有る	一般債権にならない

問 3. 複数の外国業者を経由して注文が執行される取引類型における外国業者間の関係はどのようなものか。

別法人であるが、互いに親子兄弟会社である。	1 社
別法人であり、互いに親子兄弟会社でもない。	1 社

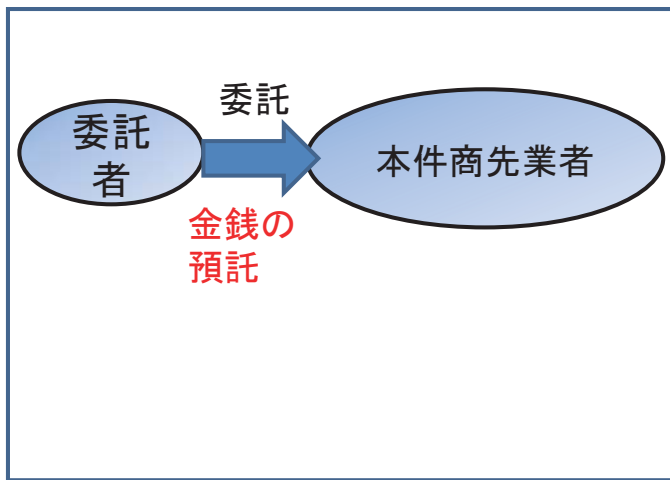
問 4. 外国商品市場取引に係る分離保管制度のあり方を検討する際に留意すべき論点としてどのような事項があるか。

- 分離保管について諸外国の法令で定められている以上の要件を、日本で求めることは委託者保護の強化に資する反面、ビジネスの発展の障害にもなり得るため、政府にはバランスの取れた制度整備を期待したい。
- 国内商先業者が委託者から預託を受けた取引証拠金のうち外国商先業者に送金せず国内に滞留するものについては信託保全すべき旨が商先法に定められているため、顧客から預ってから外国商先業者に送金するまでの間の比較的短期間の資金滞留についても相応のコストを負担して信託保全しているのが現状であるが、本ビジネスへの新規参入者を促進するためにもこの点の改善がなされることを期待したい。

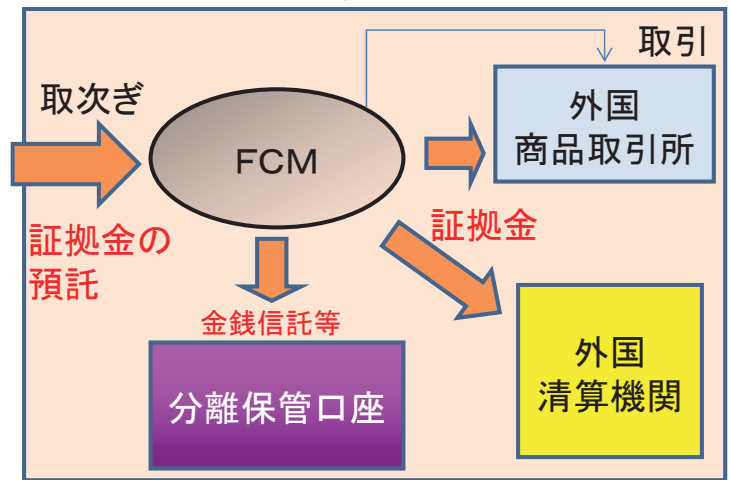
以上

類型1

国内

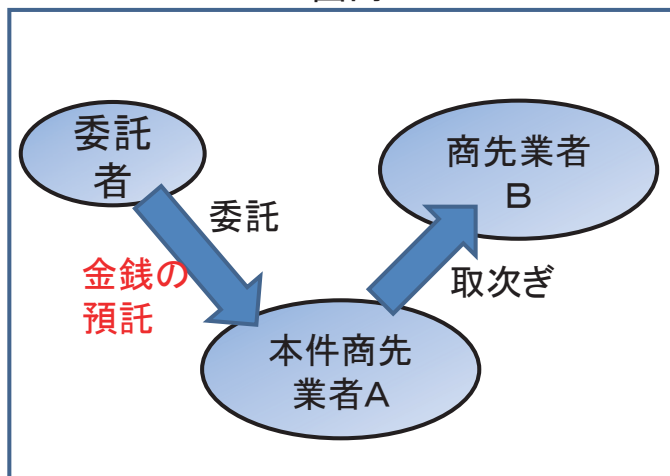


外国

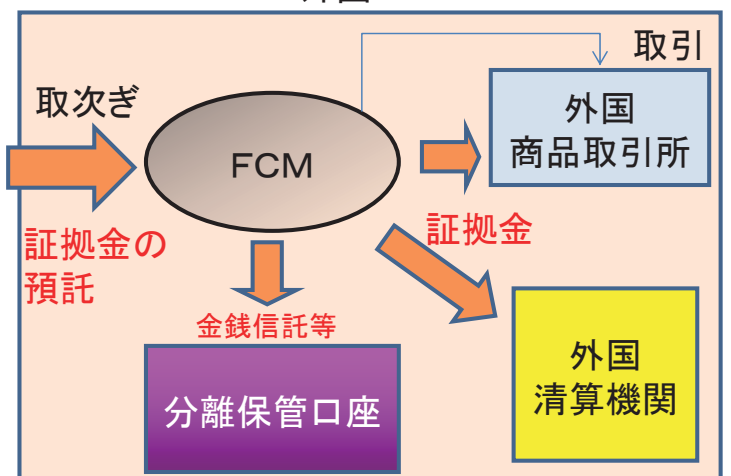


類型2

国内



外国

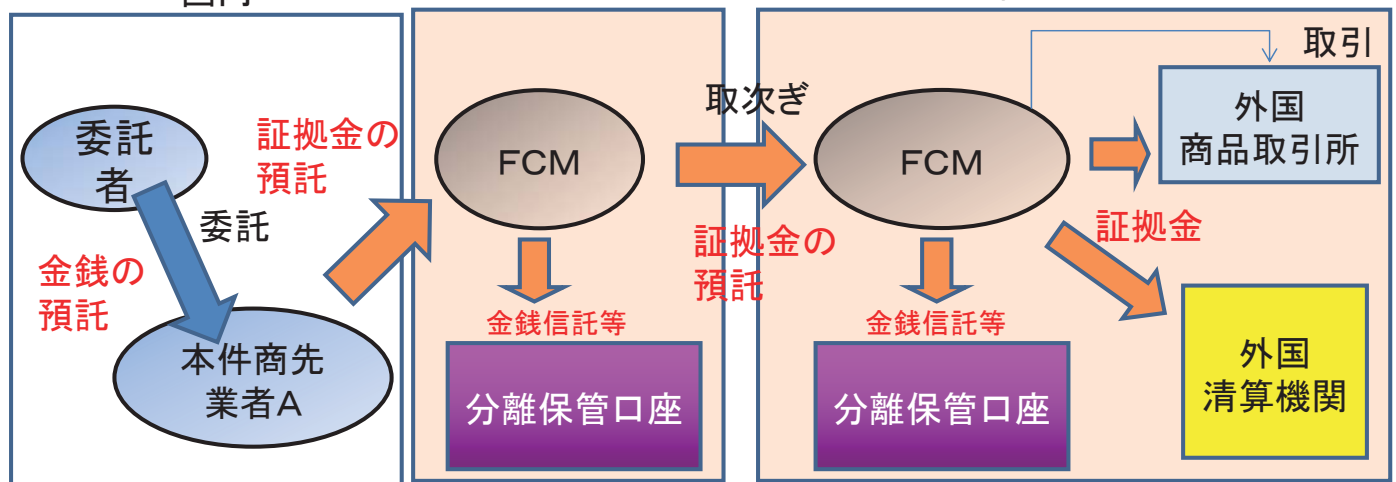


類型3

国内

外国 1

外国 2



平成 25 年 7 月 3 日

会 員 各 位

日本商品先物振興協会

規制の見直しに対する各社の対応等に関する調査（第 2 回）のお願い

標記のことにつきまして、昨年 12 月の商品先物取引法施行規則（省令）の改正、及び関心を示した顧客へのアプローチのあり方等についての Q & A の提示から半年が経過いたしましたので、改めて会員各社における対応の状況等についてお伺いいたします。

ご多忙のところ誠に恐縮ですが、下記「回答の要領」に沿って 7 月 11 日（木）17：00 までにご回答いただきたく、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

【回答の要領】

(1) 調査票のダウンロード

調査票は本会員専用ページの「調査関連事項」のコーナーに掲載されており、ダウンロードしてご利用下さい。ファイルが掲出されている URL は以下の通りです。

<https://www.jcfia.gr.jp/kaiin/>

(2) 電子メールによるファイルの提出

必要事項を記入したファイルを添付して電子メールにより本会宛て送信して下さい。その際の留意事項は以下の通りです。

- ① 送信先メールアドレス：jcfia@jcfia.gr.jp
- ② 件 名：「規制見直しに係る調査票」
- ③ 添 付 ファ イ ル 名：規制見直し_（会社名）.doc
- ④ 回 答 ご 提 出 期 限：平成 25 年 7 月 11 日（木）17：00

以 上

規制の見直しに対する各社の対応等に関する調査票（第 2 回）

会 員 名：

ご記入者 役職名：

ご氏名：

ご連絡先 電話番号：

メールアドレス：

貴社の受託形態（商品デリバティブ取引に係るもののみ）

☐ ①対面のみ ☐ ②ネットのみ（コールセンターを含む）

☐ ③対面・ネットの両方

1. 省令改正関連

〔不招請勧誘の禁止の例外について〕省令第 102 条の 2

Q 1. 自社で金融デリバティブ取引の契約を有する顧客（取次ぎを行った顧客を含む）に対して勧誘の要請を受けずに商品取引契約の締結を勧誘することができるようになりましたが、これについて貴社ではどのような対応をしていますか。

☐ ①省令改正後、商品取引契約の勧誘を行った。

☐ ②省令改正後、商品取引契約を勧誘し、契約を締結することができた。

☐ ③省令改正後も、自社の金融デリバティブ取引の顧客には勧誘していない。
⇒勧誘していないのはなぜですか。

理由（ ）

☐ ④当社は金融市場デリバティブ取引の顧客を有していない。

〔プログラム売買の解禁について〕省令第 102 条第 1 項第 4 号

Q 2. 一任取引の禁止の適用除外行為としてプログラム売買の提供ができることとなりましたが、これについて貴社はどのような対応をしていますか。

☐ ①プログラム売買の提供を開始した。

☐ ②プログラム売買を提供したいと考えている（現在、システムを開発中）

☐ ③まだシステム開発には着手していないが、将来的には提供したいと考えている。
☐ ④プログラム売買の提供は考えていない。

⇒プログラム売買の提供を考えていない理由は何ですか。

理由（ ）

【特定委託者等からの受託について】省令第102条第1項第5号及び第6号
Q 3. 一任取引の禁止の適用除外行為として、特定委託者・特定当業者からの受託に
おいて特定の事項を当業者が定めることができるようになりましたが、これに
ついて貴社はどのような対応をしていますか。

- ☐①特定委託者等との間で当該契約を締結した。
☐②今後、当該契約を締結する予定である。
☐③特定委託者等からの受託は行っていない。

【社内規則等における対応】
Q 4. 貴社では、省令の改正を受けて社内規則の見直しを行いましたか。

- ☐①社内規則の見直しを行った。
⇒規則等の名称：()
主な変更内容：()
☐②現在、見直しを検討中
☐③見直しを行う予定はない。
⇒見直しを行わない理由
理由 ()

2. 不招請勧誘の禁止に係る「Q&A」関連
Q 5. 資料請求者に対する資料送付後の対応は変わりましたか。

- ☐①資料の到着確認、説明の希望の有無等を電話で確認し、希望に応じて説明も
行うようになった。
☐②当社から電話で確認することはしていない。
⇒理由は何か。
理由 ()

Q 6. 質問・問合せをしてきた顧客に対する回答後の対応は変わりましたか。

- ☐①回答内容についての理解確認、さらなる質問や説明の希望の有無等を電話で
確認するようになった。
☐②当社から電話で確認することはしていない。
⇒理由は何か。
理由 ()

Q 7. セミナー参加者に対する後日の対応は変わりましたか。

- ☐①質問や説明の希望の有無等を電話で確認するようになった。
☐②当社から電話で確認することはしていない。
⇒理由は何か。

理由 ()

Q 8. 貴社では、Q & Aを受けて社内規則の見直しを行いましたか。

- ☐①社内規則の見直しを行った。
⇒規則等の名称：()
主な変更内容：()
☐②現在、見直しを検討中
☐③見直しを行う予定はない。
⇒見直しを行わない理由
理由 ()

3. 勧誘規制による委託者数への影響について

Q 9. 不招請勧誘禁止の導入及び平成 24 年 12 月の省令改正による委託者数の変化に
ついてお尋ねします。
以下の各年における国内市場取引に係る委託者数をご記入下さい。

	年間の新規委託者数	年末の委託者数
平成 21 年 1 月～12 月	人	人
平成 22 年 1 月～12 月	人	人
平成 23 年 1 月～12 月	人	人
平成 24 年 1 月～12 月	人	人
平成 25 年 1 月～6 月	人	(6 月末) 人

ご協力ありがとうございました。

規制の見直しに対する各社の対応等に関する調査（第2回）
集計結果

I. 調査の概要

- (1) 調査実施期間 平成25年7月3日（水）～同月11日（木）
- (2) 調査対象 本会会員商先業者28社
- (3) 回答を得た会員 23社

		今回	前回
国内	①対面のみ	7社	11社
	②対面・ネットの両方	11社	11社
	③ネットのみ（コールセンターを含む）	3社	3社
非国内	ネットのみ	2社	2社
	合計	23社	27社

II. 調査結果

＊前回調査（25年1月）との対応の変化を比較するため、前回の回答については、回答者数27社のうち、今回回答のあった23社の回答のみを集計して比較した。

1. 省令改正関連

〔不招請勧誘の禁止の例外について〕省令第102条の2

Q1. 自社で金融デリバティブ取引の契約を有する顧客（取次ぎを行った顧客を含む）に対して勧誘の要請を受けずに商品取引契約の締結を勧誘することができるようになったが、これについてどのような対応をしているか。

		対面				対・ネ				ネット				非国内				全体			
		今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回
①	省令改正後、商品取引契約の勧誘を行った。			0社		1社		0社		0社		0社		0社		0社		1社		1社	
②	省令改正後、商品取引契約を勧誘し、契約を締結することができた。			1社		2社		0社		0社		0社		0社		0社		3社		2社	
③	省令改正後も、自社の金融デリバティブ取引の顧客には勧誘していない。			0社		2社		1社		1社		1社		1社		1社		4社		4社	
④	当社は金融市場デリバティブ取引の顧客を有していない。			6社		6社		2社		2社		2社		1社		1社		15社		15社	
合計				7社		11社		3社		3社		3社		2社		2社		23社		23社	

＊①が1社減少した理由

省令改正後、一度は勧誘を行ったが、その後、勧誘をしないという方針（③を選

択）に変更した。理由は、金融デリバティブ取引の顧客に対し商品取引契約の締結の勧誘を行うに際し、顧客が双方の取引を混同してしまう懸念があるため、当該顧客に商品取引契約の締結の勧誘を行う際には勧誘の要請を必要とし、従来どおりのフローで行うこととしたため。

＊②が1社増加した理由

前回は社内規程を準備中でまだ勧誘をしていなかったため（前回は③を選択）。

〔プログラム売買の解禁について〕省令第102条第1項第4号

Q2. 一任取引の禁止の適用除外行為としてプログラム売買の提供ができることになったことに關してどのような対応をしているか。

		対面				対・ネ				ネット				非国内				全体			
		今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回
①	プログラム売買の提供を開始した。			0社		0社		0社		0社		0社		0社		0社		0社		0社	
②	プログラム売買を提供したいと考えている（現在、システムを開発中）			0社		1社		1社		1社		0社		0社		0社		2社		2社	
③	まだシステム開発には着手していないが、将来的には提供したいと考えている。			2社		8社		2社		2社		0社		0社		0社		12社		12社	
④	プログラム売買の提供は考えていない。			5社		2社		0社		0社		2社		2社		2社		9社		9社	
合計				7社		11社		3社		3社		2社		2社		2社		23社		23社	

(④を選択した社の選択理由)

- プログラム売買を全く考えていないわけではないが、対面取引のみ行っている現状から、より慎重な検討が必要であると考える（前回は③を選択）。
- 対面取引のみで、インターネット取引を行っていないため。
- システム開発、運営に係る人員、費用の面で実現が困難なため。
- 当社の環境整備が整っていないため。
- まだ、具体的に検討に着手していない。
- 現在、有効と思われるシステムが見当たらなく、システム内容の説明等が難しい。

【特定委託者等からの受託について】省令第102条第1項第5号及び第6号
Q3. 一任取引の禁止の適用除外行為として、特定委託者・特定当業者からの受託に
おいて特定の事項を商先業者が定めることができるようになったことに関してど
のような対応をしているか。

		対面	対・ネ	ネット	非国内	全体
①	特定委託者等との間で当該 契約を締結した。	今回	0社	1社	0社	1社
		前回	0社	1社	0社	1社
②	今後、当該契約を締結する 予定である。	今回	0社	3社	1社	4社
		前回	0社	3社	1社	4社
③	特定委託者等からの受託は 行っていない。	今回	7社	7社	2社	18社
		前回	7社	7社	2社	18社
	合計	今回	7社	11社	3社	23社
		前回	7社	11社	3社	23社

【社内規則等における対応】
Q4. 貴社では、省令の改正を受けて社内規則の見直しを行ったか。

		対面	対・ネ	ネット	非国内	全体
①	社内規則の見直しを行っ た。	今回	1社	2社	0社	3社
		前回	1社	1社	0社	2社
②	現在、見直しを検討中	今回	2社	5社	2社	9社
		前回	2社	5社	0社	9社
③	見直しを行う予定はない。	今回	4社	4社	1社	11社
		前回	4社	5社	1社	12社
	合計	今回	7社	11社	3社	23社
		前回	7社	11社	3社	23社

* 前回「②見直しを検討中」と回答した9社のうち、「①見直しを行った」社が1社、
「③見直しを行う予定はない」に変更した社が2社。また「③見直しを行う予定は
ない」と回答した12社のうち「②見直しを検討中」に変更した社が3社あった。

- (①と答えた社の規則の見直し内容)
- 受託業務管理規則⇒不招請勧誘禁止の対象とならない者について規定を追加 (3社)

(③と答えた社の理由)

- 今回の省令改正は、金融デリバティブ取引部門を有さない、個人を中心とした対面取引のビジネスモデルに影響がないため
- 見直しを行う事項がない。
- 検討は行ったが、現状導入は難しいと考える。
- 省令改正に伴う営業行為の変化がないため
- 現状、従前の対応をしているため
- 社内規則の見直しには該当しないため
- 省令改正当初は金融デリバティブ取引の契約を有する顧客に勧誘を行なうことを検討したが、コンプライアンスの観点から当該顧客からも勧誘の要請を受けた後に商品先物取引を行った方が顧客が取引を混同する等のトラブルが発生しないと判断し、従来どおりのフローで勧誘を行なうこととしたため。
- 現在当社は、金融市場デリバティブ取引の顧客を有しておらず、また、プログラム自動取引による受託及び特定委託者等からの特定同意による受託を行う予定がないため、省令改正を理由とした社内規則の変更を行う予定はない。
- 当社の営業体系とは合致していないため

2. 不招請勧誘の禁止に係る「Q&A」関連

Q5. 資料請求者に対する資料送付後の対応は変わったか。

		対面	対・ネ	ネット	非国内	全体
①	資料の到着確認、説明の希望の有無等を電話で確認し、希望に応じて説明も行うようになった。	今回	2社	7社	1社	10社
		前回	3社	7社	1社	11社
②	当社から電話で確認することはない。	今回	3社	4社	2社	11社
		前回	2社	4社	2社	10社
③	その他	今回	2社	0社	0社	2社
		前回	2社	0社	0社	2社
	合計	今回	7社	11社	3社	23社
		前回	7社	11社	3社	23社

(②を選択した理由)

- 資料請求のビジネスモデルではないため。
- 不招請勧誘禁止の対象者に対しては損失限定取引の勧誘を行っているため。(2社)
- 対面取引において、まだ資料請求者がいないため電話で確認をしていない。(2社)
- 資料請求者から説明を求められた場合のみ対応している。
- 資料送付を行っている。(2社)

- ネット取引のみで、顧客に対する勧誘を一切行っていないため。(3社)
(③その他)
- Q & A以前から質問、説明希望の有無を確認している。(2社)

Q 6. 質問・問合せをしてきた顧客に対する回答後の対応は変わったか。

		対面	対・ネ	ネット	非国内	全体
① 回答内容についての理解確認、さらなる質問や説明の希望の有無を電話で確認するようになった。	今回	2社	7社	1社	0社	10社
	前回	3社	7社	1社	0社	11社
② 当社から電話で確認することはない。	今回	2社	4社	2社	2社	10社
	前回	1社	4社	2社	2社	9社
③ その他	今回	3社	0社	0社	0社	3社
	前回	3社	0社	0社	0社	3社
合計	今回	7社	11社	3社	2社	23社
	前回	7社	11社	3社	2社	23社

(②を選択した理由)

- 不招請勧誘禁止の対象者に対しては損失限定取引の勧誘を行っているため。(2社)
- 質問・問合せをしてきた顧客がいない。(2社)
- 説明を求められた場合のみ対応している。
- ネット取引のみで、顧客に対する勧誘を一切行っていないため。(3社)
- 当社の営業形態は歩合外務員であり、各外務員は顧客の求めにのみに対応しており、積極的な活動はしていない。

(③その他)

- Q & A以前から質問、説明希望の有無を確認している。(3社)

Q 7. セミナー参加者に対する後日の対応は変わったか。

		対面	対・ネ	ネット	非国内	全体
① 質問や説明の希望の有無等を電話で確認するようになった。	今回	0社	6社	1社	0社	7社
	前回	1社	6社	1社	1社	9社
② 当社から電話で確認することはない。	今回	6社	5社	2社	2社	15社
	前回	5社	5社	2社	1社	13社
③ その他	今回	1社	0社	0社	0社	1社
	前回	1社	0社	0社	0社	1社
合計	今回	7社	11社	3社	2社	23社
	前回	7社	11社	3社	2社	23社

(②を選択した理由)

- セミナーの開催を行っていない為 (8社)
- 不招請勧誘の禁止は特に慎重に取り扱う必要があると考えているので、現行の当社の勧誘方法を敢えて変更しない方が良く考えたため。(前回は①を選択)
- ネット取引のみで、顧客に対する勧誘を一切行っていないため。(3社)

(③その他)

- Q & A以前から質問、説明希望の有無を確認している。(3社)

Q 8. 貴社では、Q & Aを受けて社内規則の見直しを行ったか。

		対面	対・ネ	ネット	非国内	全体
① 社内規則の見直しを行った。	今回	0社	2社	0社	0社	2社
	前回	1社	2社	0社	0社	3社
② 現在、見直しを検討中	今回	2社	4社	2社	0社	8社
	前回	2社	6社	2社	0社	10社
③ 見直しを行う予定はない。	今回	5社	5社	1社	2社	13社
	前回	4社	3社	1社	2社	10社
合計	今回	7社	11社	3社	2社	23社
	前回	7社	11社	3社	2社	23社

(見直した社内規則の内容)

- 受託業務管理規則⇒勧誘行為等 不招請勧誘の禁止行為の例外について
- (③を選択した理由)
- 不招請勧誘の禁止は特に慎重に取り扱う必要があると考えているので、現行の当社

- の勧誘方法を変更して変更しない方が良いと考えたため。(前回は①を選択)
- 見直しを行う事項がない、或いは既に対応済みであるため。(8社)
 - Q & Aの内容が従来からの当社の営業姿勢に影響を及ぼすものではないため。(2社)

3. 勧誘規制による委託者数への影響について

Q 9. 不招請勧誘禁止の導入及び平成 24 年 12 月の省令改正による委託者数の変化

対面 (7社)			対面・ネット (10社)			ネット (21、22 年は 2 社、23 年は以降は 3 社)			全体 (21、22 年は 18 社、23 年は以降は 19 社)			
	新規	平均	期末	新規	平均	期末	新規	平均	期末	新規	平均	期末
21 年	2,568	31	4,823	4,822	40	13,985	2,805	117	9,236	10,195	45	28,044
22 年	2,491	30	5,115	3,665	31	14,120	2,385	99	11,900	8,541	38	31,135
23 年	1,748	21	4,668	2,706	23	12,765	3,025	84	15,457	7,479	31	32,890
24 年	1,591	19	4,885	2,491	21	12,699	3,144	87	17,399	7,226	30	34,983
25 年	806	19	4,717	1,440	24	12,431	1,380	77	17,176	3,626	30	34,324

* 25 年は 1～6 月のデータである。

新規：年間新規委託者数合計

平均：1 社あたりの月平均新規委託者数

期末：期末委託者数合計

不招請勧誘の禁止導入前後及び省令改正前後の新規委託者数 (1 社あたり月平均) の変化

対 面 7 社		対面・ネット 10 社			ネット			合計		
		増加	減少	増減	増加	減少	増減	増加	減少	増減
22 年	10.0	37.5	15.6	34.3	99.4	—	41.7	35.5	—	23.6
23 年	10.3	25.0	21.8	22.7	119.2	—	50.4	23.6	—	23.6
	増加 4 社	減少 3 社	増加 6 社	減少 4 社	増加 1 社	減少 2 社	増加 11 社	減少 9 社	—	29.1
24 年	21.6	15.3	30.8	5.7	12.4	124.8	25.8	35.4	—	29.1
25 年	24.4	12.2	37.4	3.9	20.2	104.9	31.1	29.1	—	29.1

以 上

電子取引の状況推移に関する定期調査結果 (2013 年 9 月期)

2013. 5. 15 日本商品先物振興協会



電子取引に係る状況推移(2013年9月期まで)

1. スtock項目

調査基準日		2010年3月末	2010年9月末	2011年3月末	2011年9月末	2012年3月末	2012年9月末	2013年3月末	2013年9月末
会社数	① 電子取引を行っている会社数	18 社	16 社	14 社	13 社	13 社	13 社	13 社	14 社
	② 商品先物取引業者(国内市場取扱業者)の数	37 社	36 社	33 社	33 社	33 社	32 社	32 社	31 社
	③ 電子取引比率 (会社数ベース、①/②)	48.6%	44.4%	42.4%	39.4%	39.4%	40.6%	40.6%	45.2%
口座数	④ 電子取引会社が保有している全ての口座数(電子・対面)	42,895口座(16社)	42,472口座(16社)	37,637口座(14社)	36,136口座(13社)	33,250口座(11社)	34,611口座(11社)	34,869口座(12社)	34,888口座(13社)
	⑤ 上記のうち証拠金残高のある電子取引口座数	28,673口座(16社)	27,704口座(16社)	25,947口座(14社)	25,875口座(13社)	23,758口座(11社)	25,223口座(11社)	25,390口座(12社)	25,218口座(13社)
	⑥ 上記のうち建玉のある口座数	9,685口座(16社)	9,570口座(16社)	9,069口座(14社)	8,891口座(13社)	7,582口座(11社)	7,760口座(11社)	7,833口座(12社)	7,082口座(13社)
	⑦ 商品先物取引業者全社が保有する顧客口座数	82,571口座	80,897口座	74,953口座	NA	76,840口座	NA	79,569口座	NA
	⑧ 電子取引比率 (口座数ベース、⑤/⑦)	34.7%	34.2%	34.6%	NA	30.9%	NA	31.9%	NA
預り証拠金額	⑨ 電子取引に係る預り証拠金額	63.2十億円(16社)	61.5十億円(15社)	64.5十億円(14社)	70.1十億円(13社)	68.1十億円(11社)	65.8十億円(11社)	71.7十億円(12社)	73.4十億円(13社)
	⑩ 委託取引全体に係る預り証拠金額	168.6十億円	155.3十億円	151.7十億円	141.7十億円	135.3十億円	140.0十億円	138.1十億円	122.1十億円
	⑪ 電子取引比率 (預り証拠金額ベース、⑨/⑩)	37.5%	39.6%	42.5%	49.5%	50.3%	47.0%	51.9%	60.1%

日本商品先物振興協会



2. フロー項目

調査対象期間				2009年10月～ 2010年3月 (6ヵ月)	2010年4月～9月 (6ヵ月)	2010年10月～ 2011年3月 (6ヵ月)	2011年4月～9月 (6ヵ月)	2011年10月～ 2012年3月 (6ヵ月)	2012年4月～9月 (6ヵ月)	2012年10月～ 2013年3月 (6ヵ月)	2013年4月～9月 (6ヵ月)
売買取数	⑪	電子取引 売買取数	a.商品取引所の会員等からの受託	調査実績なし				909,941枚	1,153,849枚	2,311,370枚	1,946,117枚
			b.顧客(取次者を除く)からの受託					5,946,883枚	6,016,706枚	10,824,503枚	12,191,735枚
			c.取次者からの受託					1,523,138枚	1,333,664枚	431,385枚	380,604枚
			d.会員等からの受託					49,560枚	10,356枚	0枚	400枚
			e.一般顧客等からの受託					658,641枚	665,149枚	846,797枚	650,205枚
			合計「(a)+(b)+(c)+(d)+(e)」は共にcに含まれる。	7,374,070枚(16社)	9,071,677枚(16社)	13,323,000枚(14社)	15,092,993枚(13社)	8,379,962枚(11社)	8,504,219枚(11社)	13,567,258枚(12社)	14,518,456枚(13社)
	⑫	国内市場全体の売買取数 (含、オプション)		35,264,360枚	29,740,040枚	33,829,654枚	35,803,460枚	30,014,712枚	26,034,300枚	30,192,440枚	28,434,966枚
受取委託手数料額	⑬	電子取引比率 (売買取数ベース、⑫/⑪)		20.9%	30.5%	39.4%	42.2%	27.9%	32.7%	44.9%	51.1%
	⑭	電子取引による受取委託手数料 (百万円、含オプション)		1,868百万円(20社)	4,417百万円		5,710百万円		6,495百万円		3,153百万円(13社)
	⑮	業界全体の受取委託手数料 (百万円、含オプション)		25,074百万円(全社)	42,568百万円(全社、1年間)		43,321百万円(全社、1年間)		40,480百万円(全社、1年間)		NA
	⑯	電子取引比率 (受取委託手数料ベース、⑭/⑮)		7.4%	10.4%		13.2%		16.0%		NA

*2010年9月以降、「業界全体の受取委託手数料収入」の集計が年に1回となったため、受取委託手数料の総額に占める電子取引に係る受取委託手数料の割合については、半年間の電子取引に係る受取委託手数料収入額を2期合算した上で、1年間の受取委託手数料収入額と比較して算出している。

日本商品先物振興協会



電子取引に係る状況推移(2013年9月期まで)

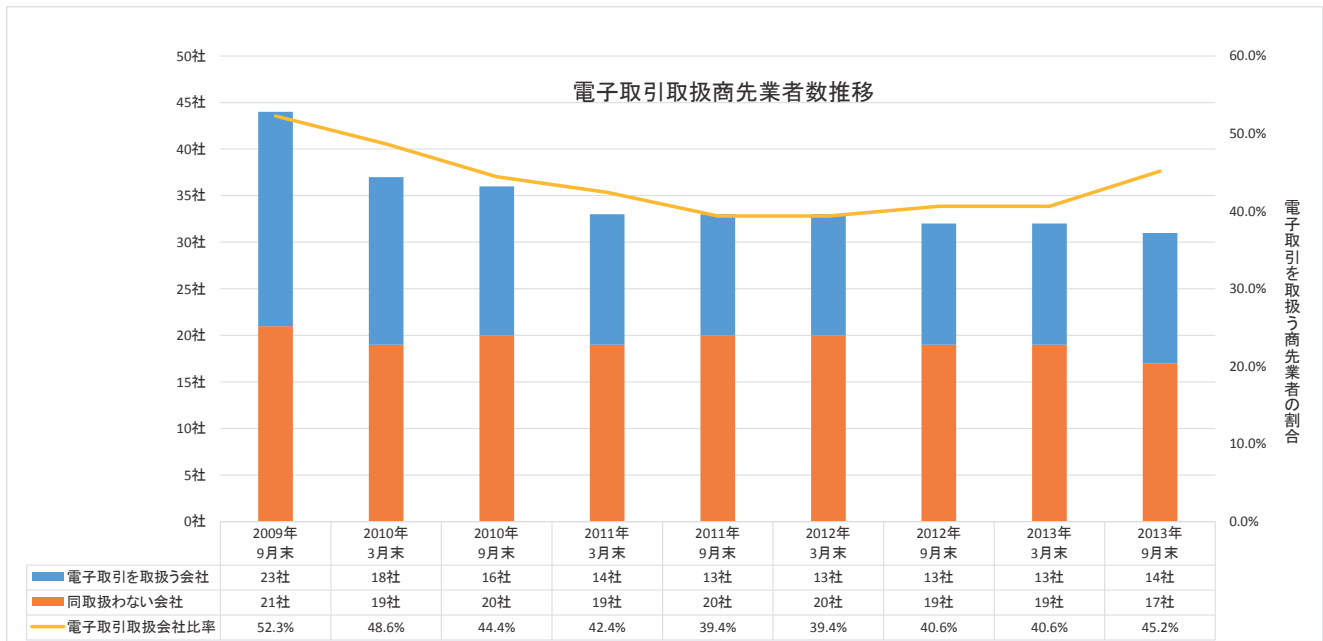
3. 注記事項

①	電子取引を行っている会社数	本会からの調査に対して「電子取引を行っている」と回答した会社数
②	商品先物取引業者数	本会調べ。
④	保有口座数	2005年12月末まで:各社が有している口座の数 2006年 3月末から:証拠金残高がある口座(無担保委託者未収金を有する口座は含めていない)
⑤	うち証拠金残高のある 電子取引口座数	本会調べ。(会員アンケート調査による。) 2005年12月末まで:各社が有している電子取引口座の数 2006年 3月末から:証拠金残高がある電子取引口座(無担保委託者未収金を有する口座は含まない)
⑥	うち建玉のある口座数	本会調べ。(会員アンケート調査による。) 2005年12月末まで:証拠金残高がある口座(無担保委託者未収金を有する口座を含む) 2006年 3月末から:建玉がある口座
⑦	全口座数	本会調べ。(各社が開示資料で公表している口座数の合計)
⑨	電子取引に係る 預り証拠金額	本会調べ。(会員アンケート調査による。)
⑩	委託取引全体に係る 預り証拠金額	株式会社日本商品清算機構「預託金残高推移」における「委託総額」に記載されている額(LGを含んでいる。)
⑫	電子取引売買取数	本会調べ。(会員アンケート調査による。)
⑬	市場全体の総売買取数	株式会社日本商品清算機構調べ。(直近の値は速報値である場合がある。)
⑮、⑯	受取委託手数料額 (電子取引、市場全体)	(i)電子取引に係る額:本会調べ(会員へのアンケート調査による。) (ii)市場全体:本会調べ(2010年3月期までは月計残高試算表、それ以降は商先業者各社が作成した開示資料を基に本会において集計。) (iii)2010年9月期以降の電子取引比率は、1年分の電子・対面に係る手数料受取額に1/2を乗じて得た数値と半年分の電子取引に係る手数料を比較して算出している。
*1	総約定代金、売買取数	国内商品市場における取引を対象としている。(オプションを含む。)
*2	電子取引	電子情報処理組織を経由して受託した取引。 (2008年3月期は、「インターネットホームトレード」により受託した取引」と定義)

日本商品先物振興協会



電子取引に係る状況推移(2013年9月期まで)

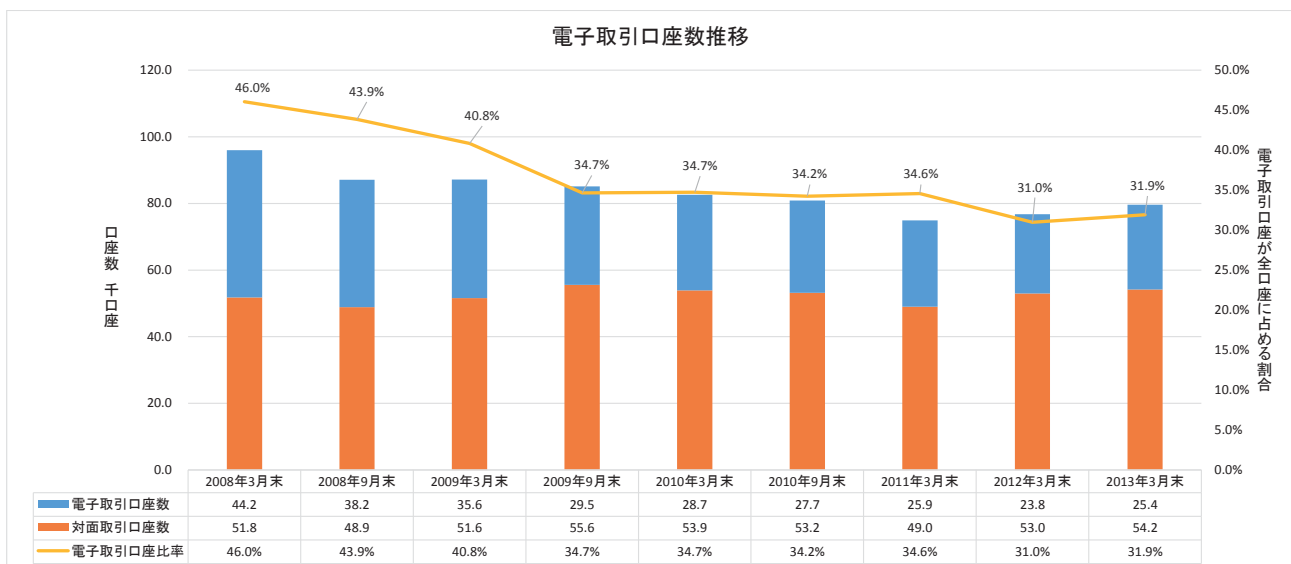


日本商品先物振興協会



4

電子取引に係る状況推移(2013年9月期まで)



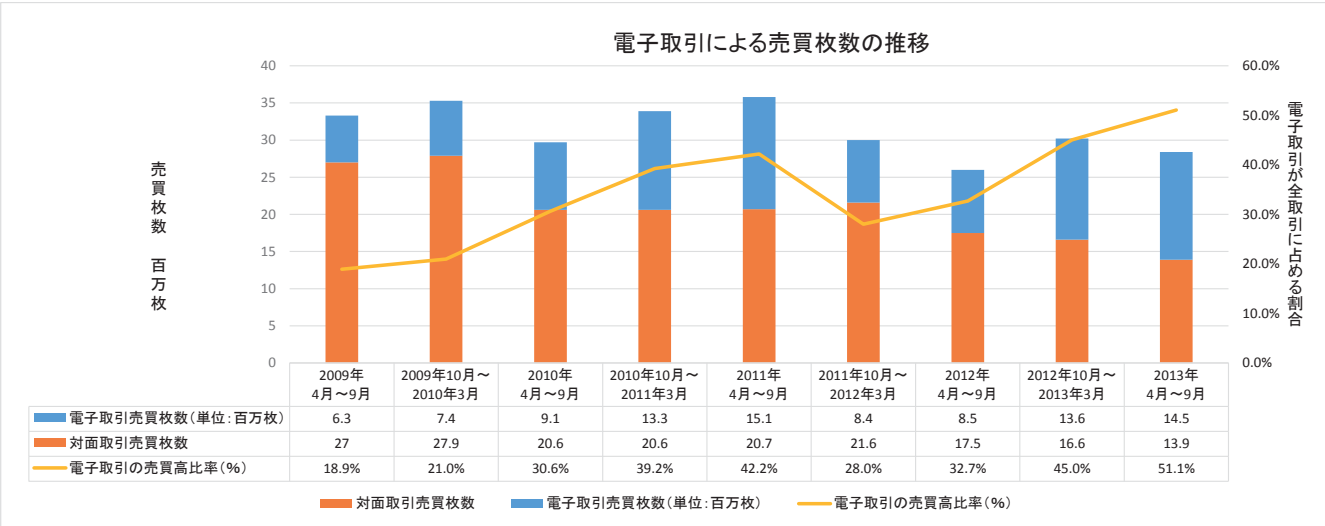
電子取引のための口座のうち預託残高があるものの数。
 本会調査に対する会員企業からの回答の合計。
 電子口座数 2005年12月末まで：各社が有している電子取引口座の数。
 2006年3月末以降：証拠金残高がある電子取引口座の数。
 (ただし、無担保委託者未収金を有する口座は含まない。)

全口座数 市場全体の口座数(預託残高があるもの)。
 2010年9月期までは会員各社が本会に提出している定期業務報告書、2011年3月期以降は商先業者各社が作成した開示資料を基に先物協会で集計した数値。

電子取引 電子情報処理組織を通じて委託された取引
 (2008年3月期のみインターネットホームトレードシステムを利用した取引)

日本商品先物振興協会





本会調査に対する会員企業の回答の合計値。

市場全体の売買枚数。国内各取引所提供のデータに2を乗じている。

電子情報処理組織を通じて委託された取引
(2008年3月期のみインターネットホームトレードシステムを利用した取引)
2011年9月期まで:会員等からの受託や取次者からの受託が含まれている。
2012年3月期以降:一般顧客からの受託を対象としている。

2011年10月～2012年3月並びに2012年4月～9月の2期間には、比較的売買枚数の大きい1社のデータが含まれていない。

日本商品先物振興協会



平成 26 年 4 月 30 日

会員代表者 各位

日本商品先物振興協会

金融所得課税一元化に関する調査報告書（電子版）の掲載について

昨年 7 月にご協力をいただきました金融所得課税の一元化に向けた委託者アンケート調査の報告書（電子版）を協会会員専用ページに掲載いたしましたので、お知らせいたします。

ファイルは以下のリンク先に掲載してありますので、同リンク先をクリックしてご覧下さい。

「金融所得課税の一元化が商品先物取引に与える影響に関する調査報告書」

(URL: <https://www.jcfia.gr.jp/cgi-bin/member/editDispatch.cgi>)

なお、冊子版の報告書は、別途、郵送いたします。
ご多忙の中、本調査にご協力いただき厚くお礼を申し上げます。

本調査報告書は特定個人を識別することのない統計資料ではありますが、アンケートにご回答いただいた個人投資家の資産状況の分布等が把握できる資料であることに配慮し、会員限りとさせていただきますので、お取り扱いについてご留意を賜りたくお願い申し上げます。

平成 25 年度の委託者アンケート調査結果の概要について

- (1) 先物取引（商品、有価証券、金融、店頭方式による各種デリバティブ取引）間での損益通算が可能なのことの認知度（報告書 P 3）

	平成 23 年度調査	平成 24 年度調査	平成 25 年度調査 (今次調査)
知っている	75. 7%	73. 9%	66. 8%
知らない	24. 3%	26. 1%	33. 2%

平成 23 年度調査から今次調査にかけての3年間、デリバティブ商品間で損益通算できることについて認知していたと回答する者が漸減傾向にある。これについて考えられる理由の一つとして、デリバティブ商品に随時新たな商品分野が追加されることがあげられよう。例えば、平成 16 年に有価証券先物取引、平成 17 年には取引所 FX 取引、平成 24 年には各種の店頭デリバティブ取引、といったように、この分野には逐次新たな取引種別が追加されてきたため、商品先物取引と有価証券先物取引の通算が可能なのことは知っていたが、店頭デリバティブ取引とも通算可能になったことは知らなかったために「知らない」と回答した者がいたことは考えられる。詳細な分析は今後の調査に委ねるしかないが、度重なる改正が制度に対する正確な理解を妨げる一因になっているのかもしれない。

- (2) 商品先物取引の損失の 3 年間の繰越控除制度への認知度（報告書 P 4）

知っている	知らない
88. 5%	11. 5%

9割近くの回答者が商品先物取引の損失の3年間の繰越控除制度について認知していると回答していることから、この制度は委託者に一定程度浸透しているものと考えられる。

- (3) 金融所得課税が一元化された際に商品先物取引との損益通算を希望する金融商品（報告書 P 5）

	平成 23 年度調査	平成 24 年度調査	平成 25 年度 調査 (今次調査)
上場株式(譲渡損益、配当金)	76. 5%	80. 6%	78. 3%
投資信託 (解約、譲渡、償還損益、収益分配金)	41. 8%	44. 3%	41. 6%
海外先物取引	40. 7%	43. 0%	37. 6%

商品先物取引との損益通算を望む金融商品としては、上場株式(譲渡損益、配当金)が最も多く、毎年8割前後の回答者が実現を希望する結果となっている。それ以外では、投資信託(解約、譲渡、償還損益、収益分配金)、海外先物取引との損益通算を希望する割合が多い。回答者が自らにとつて有利となる制度改正を望むことを前提に考えれば、商品先物取引を行っている顧客の中には株式取引を行っている者が多いことを示す結果であるといえ、株式を取引している人の数[※]と商品先物を取引している人の数[※]を比較すると前者の方が多いことから、株式と商品先物取引の間の損益通算が実現すれば、株式市場から商品市場に一定の資金流入が起こることが期待される。

※1 平成 24 年 12 月:21,066,557 人(日本証券業協会「全国証券会社主要勘定及び顧客口座数等」個人口座数)
※2 平成 25 年初:76,147 人(農水省、経産省「平成 24 年度「商品先物取引に関する委託者等の実情調査」報告書」国内商品取引市場 一般個人口座)

(4) 確定申告書に添付する年間の取引内容の明細書について (報告書 P 6)

	平成 21 年度調査	平成 22 年度調査	平成 23 年度調査	平成 24 年度調査	平成 25 年度調査 (今次調査)
自分で或いは税理士等に依頼して作成した計算明細書を 商先業者から提供される取引の明細書を利用している割合(①+②の合計)	37.1%	37.8%	32.7%	35.2%	12.4%
①商先業者から書面で提供された明細書を利用	44.7%	44.1%	50.5%	49.7%	68.6%
②商先業者から電子ファイルで提供された明細書を利用	36.4%	34.1%	31.3%	29.7%	41.2%
確定申告をしたことがない	8.3%	10.0%	19.2%	20.0%	27.4%
確定申告をしたことがない	18.2%	18.1%	16.8%	15.1%	19.1%

今次調査の回答者の 7 割弱が、確定申告の際商先業者から提供される年間の取引明細書を利用していると回答した。5 年前の 45%弱から今次調査までの傾向を見ると、上図の通り、多少の増減はあるものの漸増傾向にあり、今次調査では約 69%の顧客が商先業者から提供される取引明細書を利用していると回答するに至っており、利用が浸透していることが窺える。

(5) 商品先物取引に係る投資非課税制度が創設された場合の利用意向について (報告書 P 8)

もし商品先物取引に係る投資非課税制度が創設されたら、利用したい:	83.4%	
投資上限額は現行制度の 100 万円のままで構わない で、NISA の対象としてほしい	23.3%	投資上限額を現行制度の 100 万円から拡大し、NISA の対象としてほしい
	25.8%	商品先物取引独自の投資非課税制度を設けてほしい
	34.3%	16.6%

NISA:平成 26 年から上場株式等を対象に導入された少額投資非課税制度で、商品先物取引は本制度の対象とはなっていない。

今年から上場株式等に導入されたNISAの影響と考えられるが、回答者の 8 割以上が商品先物取引に係る投資非課税制度が創設されたと利用したいと回答している。

以上

参考資料 1) 先物取引と現物株式に関する主要国の税制概要

公設市場(取引所取引)における先物取引と株式(現物)に関する税制の概要(個人)

2013.10.31現在

	アメリカ(*1)ロ	イギリスロ	フランスロ	ドイツロ
先物と株式に 対する課税	先物と株式(現物)は同じ所得区分(カテゴリ)であり、損益通算が可能 (現物株式と先物でルールが異なる)	先物と株式(現物)は共にキャピタルゲイン課税の対象であり、損益通算が可能	先物と株式(現物)は同じ所得区分(カテゴリ)であり、損益通算が可能	先物と株式(現物)は同じ所得区分(カテゴリ)であるが、株式売却損は株式売却益としか損益通算できない。 先物取引から生じる損失は、第20条に定義するその他のキャピタルゲイン(*3)との相殺が可能。 (§ 20 Abs. 2 Nr. 1 (株式売却益), Nr. 3a (先物取引)), Abs. 6 Satz 5 (株式売却益の同一所得内での損益相殺の禁止) EStG)(*4)
	商品先物と金融先物は、課税所得の計算が異なるが、一定の計算ルールの下、最終的には損益通算が可能 商品先物(commodity futures)は規制取引であり、いわゆる「Section 1256取引」に該当するため、下記の「Section 1256取引」固有の特別なルールが適用される。 実現した売買損益に対する課税に加え、年末保有残高の洗い替え評価(未実現損益)に対する課税が行われる。具体的には年末時点で保有するContractは、その時点で売却したと仮定し、取得価額(あるいは前年の洗い替え価額)との差額を強制的に市場価額で損益を認識し、損と益を自動的に益にすれば課税される。また、譲渡損益は保有期間に拘わらず、自動的に40%は短期所得(short-term gain/loss)とみなし、60%は長期所得(long-term gain/loss)とみなされる。なお、年末の洗い替えにより、取得価額は更新(洗い替え)されるため、売却時に二重課税とはならない。 なお、上記のSec 1256のルールが適用され計算された商品先物の短期および長期譲渡所得と、金融先物に係る短期、長期譲渡所得は、結果的にそれぞれ所得(短期または長期)の中で損益が合算されるので、最終的には損益を合算するが、取引の種類によっては合算前に特殊なルールが適用される。 一方、金融先物(securities futures)は、例外として上記Section のルールが適用されない。そのため、実現した売買損益に対してのみ、課税が行われる。この場合、商品先物と金融先物はデリバティブ取引として同じ所得区分(カテゴリ)であり、損益通算が可能である(ルールも同じ)。ただし、プロのディーラーであり、個人が事業規模で行っている金融先物は「例外的除外」として、この例外的規定が適用されず、Sec 1256のルールが適用される(Section 1256取引としての課税の対象)。	商品先物と金融先物は、デリバティブ取引と共にキャピタルゲイン課税の対象であり、損益通算可能	商品先物と金融先物は、デリバティブ取引と共に同じ所得カテゴリであり、損益通算可能	商品先物と金融先物は、デリバティブ取引として同じ所得カテゴリであり(双方とも20条所得)であり、損益通算可能
商品先物と金融先物に対する課税				
所得区分	キャピタル・ゲイン/ロス	キャピタル・ゲイン/ロス	キャピタル・ゲイン/ロス	キャピタル・ゲイン/ロス
短期/長期	短期(1年以下保有)は総合課税 長期(1年以上保有)は分離課税 長期キャピタルゲイン(LTCG)は15%。 なお、通常所得※が\$3,250以下の個人(2013年度の単身者の場合)は、税金区分が15%以下であるが、その場合の長期は0% ※通常所得とは、通常所得とLTCGの合計が15%税率区分に収まる部分である\$3,625以下まで) 【例】個人(単身者)の通常所得が\$16,250、LTCGが\$30,000の場合 \$30,000のうち、通常所得と合わせて15%税率区分の上限\$36,250までが非課税となる。 LTCGの非課税部分: \$16,250 - 通常所得 \$16,250ドル = \$ 20,000 残りのLTCGに対する課税(15%) : \$ 30,000 - \$20,000 = \$ 10,000 また、2013年より新たに39.6%の税率区分が導入されたが(通常所得が\$400,000以上)、その場合の長期は20%(長期キャピタルゲイン所得の金額に上限はない)。 ※通常所得＝所得全体 - (キャピタルゲイン所得 + 適格配当所得) ※適格配当とは一般に米国の上場企業からの配当金を指し、長期キャピタル・ゲイン優遇税率が適用される。	(累進税率にて課税、詳細については下記参照) 分離課税 累進税率は8%または28%(2010年6月23日以下、高所得者(注1)に対しては一定以上のキャピタルゲインに対して28%を適用(注2)) (注1)高所得者とは、基礎税率枠32,011ポンド以上の所得・ゲインを得た個人 (注2)高所得所得者は、キャピタルゲイン以外の所得(雇用所得、非雇用(個人)所得、退職所得、年金収入)の総額が\$100,000を超える場合 ※英国では基本的に個人の収入については「個人所得税の対象」となる。具体的には、雇用所得、不動産所得(いわゆる賃貸収入)、銀行預金や債券からの利息所得、(株式)配当金、キャピタルゲインなどが課税される。ただし、自営業者のいわゆる事業所得については異なる取扱いがされる。ただし、「雇用所得」とはいわゆる給与所得(雇用主から支給されるもの)を指し、雇用所得以外の所得を「非雇用所得」と呼んでいる。 所得税の累進税率とキャピタルゲインの累進税率の算定方法は異なる。	【例1】ある年に7年間所有した株式を売却してキャピタル・ゲイン1000を得る場合 キャピタル・ゲインに対して免除税率40%控除が適用となる。 つまり、1000×(100-40)%＝600がネット・キャピタル・ゲインとなり、当該600が他の所得と合算され個人所得税累進税率の対象となる。 【例2】ある年に7年間所有した株式を売却してキャピタル・ゲイン1000を得ると同時に7年間に所有した他の株式を売却してキャピタル・ロス700が発生した場合 キャピタル・ロス700が控除率40%控除が適用になる。 つまり、キャピタル・ゲインは1000×(100-40)%＝600 キャピタル・ロスは700×(100-40)%＝420 そしてキャピタル・ゲインとキャピタル・ロスを相殺(600-420＝180)した後のネット・キャピタル・ゲイン180が他の所得と合算され個人所得税累進税率の対象となる。	先物と株式(現物)は同じ所得区分(カテゴリ)であるが、株式売却損は株式売却益としか損益通算できない。 先物取引から生じる損失は、第20条に定義するその他のキャピタルゲイン(*3)との相殺が可能。 (§ 20 Abs. 2 Nr. 1 (株式売却益), Nr. 3a (先物取引)), Abs. 6 Satz 5 (株式売却益の同一所得内での損益相殺の禁止) EStG)(*4)
分離/総合				源泉分離課税(税率25%)と総合課税(個人申告書を提出し、金融所得の一部として個人の税率(課税)の選択が可能(§ 32d Abs. 4 EStG) 但し総合課税を選択して申告しても、先物取引における損失は給与所得などの所得と相殺はできない。同様に株式売却利益/損失と他の所得との相殺もできない。 ※商品先物の損益と相殺できるのは極めて限定的(同じ20条所得に係る損益のみ)である点を考慮すると、総合課税と言っても実質的には申告分離課税と同じような取り扱いとなる。 ※総合課税を選択すると、適用される税率は、総合した所得(平均税率)が適用されたため、選択して有利になるのは次のようなケース。 ・源泉課税25%に比べ、個人の所得が高くない場合(平均税率が25%を下回るとき)や別の先物取引(20条所得)で大きな損失を計上している場合など
課税方法	キャピタル・ゲイン＝利益－損失 キャピタル・ゲインの算定にあたっては、 ①長期のものと短期のものそれぞれ区分で利益と損失を通算して長期短期それぞれのキャピタル・ゲイン・ロス計算。 ②長期における、キャピタル・ゲイン/ロスを計算。 ③①の結算算出た長期及び短期のキャピタル・ゲイン/ロスを通算する。 ④②の結算算出たキャピタル・ゲインが、長期のものから生じたのであれば15%、長期及び短期双方から生じた場合には、長期、短期それぞれ15%のそれぞれに対する税率(長期15%、短期15%)を適用する。 ⑤最終値がロスである場合は、長期、短期に関わらず年間3000ドルまでは、以下に解説したとおり、通常所得との損益通算が可能。			税率25%(§ 32d Abs. 1 EStG)(*4) 先物取引の課税標準額＝ 差金(約定価格と清算価格の差額)－必要経費

[illegible][illegible]

公設市場(取引所取引)における商品先物取引と株式(現物)に関する税制の概要(個人)

2013.10.31現在

	中国	香港	韓国	シンガポール																																			
株式に対する課税	・税率20% ・課税所得は以下のように計算される。 課税所得＝譲渡収入-取得価額及び合理的な費用 ・但し、国内の上場株式の譲渡は現在、暫定的に免除されている(注1)。 - 一方、外国の上場株式(注2)は現在もおお税率20%が課税される。 (注1)国内証券市場の活性化を目的に1994年に免除措置が導入され、1998年にさらに延長されている。当初と同様の目的のため、現在も改正の動きは見られない。 なお、中国個人所得税法上の取扱いであり、中国国籍及び外国籍の個人の両方に適用される。 (注2)中国国外の証券取引所で上場している株式(株式が上場している所在地で判断される)。 ・株式売買時に証券取引税0.1%が課税される(印紙税法案が証券取引税に改正された)	・株式の売買所得は非課税 ・株式の売却及び取得の売買価額または評価額に対して印紙税0.2%(売手0.1%・買手0.1%の負担)が課税される	1. 株式の譲渡税は分離課税 (譲渡税=譲渡所得金額×譲渡税率) <table><tr><th>上場の有無</th><th>区分</th><th>税率</th></tr><tr><td rowspan="4">上場 (有価証券市場、 コストック市場)</td><td>大株主(*)ではない者の 場内取引</td><td>非課税</td></tr><tr><td>大株主の中小企業株式</td><td>10%</td></tr><tr><td>大株主の1年未満保有 大企業株式</td><td>30%</td></tr><tr><td>大株主のその他の株式(1年 以上保有の大企業株式)</td><td>20%</td></tr><tr><td rowspan="3">非上場</td><td>中小企業株式(大株主を含む)</td><td>10%</td></tr><tr><td>大株主の1年未満保有 大企業株式</td><td>30%</td></tr><tr><td>その他(大株主の1年以上保 有の大企業株式、大株主以外 の大企業株式)</td><td>20%</td></tr></table> (*)大株主とは2%以上株式保有又は時価総額50億ウォン以上の株式を保有した場合を意味する。 (コストック市場上場法人の場合、4%以上& 40億以上基準である) (コネクス市場上場法人の場合、4%以上& 10億以上基準である) ※中小企業の範囲については附属資料(4)参照。大企業株式とは中小企業以外の企業の株式。 2. 証券取引税など (証券取引税、農漁村特別税＝証券の譲渡価額×税率) <table><tr><th>区分</th><th>証券取引税</th><th>農漁村 特別税</th><th>計</th></tr><tr><td>有価証券市場証券</td><td>0.15%</td><td>0.15%</td><td>0.30%</td></tr><tr><td>コストック市場証券</td><td>0.30%</td><td>—</td><td>0.30%</td></tr><tr><td>非上場</td><td>0.50%</td><td>—</td><td>0.50%</td></tr></table> ※韓国株式に投資している上場投資信託収益証券の取引に対し2009年から証券取引税の導入を考慮しているが、2013年10月末現在導入されていない。	上場の有無	区分	税率	上場 (有価証券市場、 コストック市場)	大株主(*)ではない者の 場内取引	非課税	大株主の中小企業株式	10%	大株主の1年未満保有 大企業株式	30%	大株主のその他の株式(1年 以上保有の大企業株式)	20%	非上場	中小企業株式(大株主を含む)	10%	大株主の1年未満保有 大企業株式	30%	その他(大株主の1年以上保 有の大企業株式、大株主以外 の大企業株式)	20%	区分	証券取引税	農漁村 特別税	計	有価証券市場証券	0.15%	0.15%	0.30%	コストック市場証券	0.30%	—	0.30%	非上場	0.50%	—	0.50%	・株式の譲渡益は非課税、譲渡損は給与所得などの所得から控除できない。 ・原則、シンガポール法人の発行株式の譲渡については印紙税が課税(上場の外国法人発行の株式およびシンガポール法人発行の非上場株式は対象外)。印紙税は販売価額と公正な市場価額のどちらか高い金額の0.2%。
上場の有無	区分	税率																																					
上場 (有価証券市場、 コストック市場)	大株主(*)ではない者の 場内取引	非課税																																					
	大株主の中小企業株式	10%																																					
	大株主の1年未満保有 大企業株式	30%																																					
	大株主のその他の株式(1年 以上保有の大企業株式)	20%																																					
非上場	中小企業株式(大株主を含む)	10%																																					
	大株主の1年未満保有 大企業株式	30%																																					
	その他(大株主の1年以上保 有の大企業株式、大株主以外 の大企業株式)	20%																																					
区分	証券取引税	農漁村 特別税	計																																				
有価証券市場証券	0.15%	0.15%	0.30%																																				
コストック市場証券	0.30%	—	0.30%																																				
非上場	0.50%	—	0.50%																																				
株式売買益の所得区分	財産譲渡所得	該当事項なし	schedular income (キャピタルゲイン/ロス)	該当事項なし ⇒キャピタルゲイン課税という所得区分もない。																																			
商品先物に対する課税	・税率20% ・課税所得は以下のように計算される。 課税所得＝譲渡収入-取得価額及び合理的な費用	・先物取引に対する所得は非課税	<table><tr><th>区分</th><th>課税の有無/所得区分</th></tr><tr><td>デリバティブ(先渡、先物、オプション、スワップ)に直接投資する場合</td><td>課税除外</td></tr><tr><td>配当所得と類似の所得として収益分配の性格があるデリバティブ (ex. 金や原材料デリバティブに分散投資されている商品ファンド、ELS(株価連係証券)、ELF(株価連係ファンド))</td><td>配当所得</td></tr><tr><td>配当所得と結びついたデリバティブ</td><td>配当所得</td></tr></table> ※韓国の所得税法は税法に列挙される所得だけに課税することになっている。 金融派生商品(先渡、先物、オプション、スワップ)に直接投資する場合は、所得税法に列挙されていないので、課税対象ではない(2004年の税制改正に課税する案があったが、導入されていない)。 ただし、配当所得と結びついた場合にはデリバティブから発生した利益は所得税法上課税される。	区分	課税の有無/所得区分	デリバティブ(先渡、先物、オプション、スワップ)に直接投資する場合	課税除外	配当所得と類似の所得として収益分配の性格があるデリバティブ (ex. 金や原材料デリバティブに分散投資されている商品ファンド、ELS(株価連係証券)、ELF(株価連係ファンド))	配当所得	配当所得と結びついたデリバティブ	配当所得	・先物取引に対する所得は非課税、譲渡損給与所得などの所得からは控除できない。 ・先物取引の売却に対して印紙税などの取引税の課税もない。																											
区分	課税の有無/所得区分																																						
デリバティブ(先渡、先物、オプション、スワップ)に直接投資する場合	課税除外																																						
配当所得と類似の所得として収益分配の性格があるデリバティブ (ex. 金や原材料デリバティブに分散投資されている商品ファンド、ELS(株価連係証券)、ELF(株価連係ファンド))	配当所得																																						
配当所得と結びついたデリバティブ	配当所得																																						

商品先物の所得区分	財産譲渡所得	該当事項なし	該当事項なし又は配当所得 ※商品先物で配当所得になる場合は、配当所得と類似の所得として収益分配の性格があるデリバティブ(ex. 商品ファンド、ELS(株価連係証券)ELF(株価連係ファンド))のよう配当所得と結びついたデリバティブ。(その他、収益分配の性格があり配当所得に分類される例としては、金融派生商品、原材料派生商品、ELS(株価連係証券)ELF(株価連係ファンド)等。)	該当事項なし ⇒キャピタルゲイン課税という所得区分もない。
商品先物と金融先物の所得区分と損益通算	商品先物と金融先物は、損益通算不可 ⇒中国の個人所得税法上、同じ所得区分であっても商品先物と金融先物は損益通算することができない。	損益通算は該当事項なし ⇒商品先物と金融先物は、共にデリバティブ取引に関する所得に該当するが、直接取引するデリバティブ取引は課税対象ではないので、損益通算も該当事項なし	損益通算は該当なし ⇒商品先物と金融先物は、共にデリバティブ取引に関する所得に該当するが、直接取引するデリバティブ取引は課税対象ではないので、損益通算も該当事項なし。	商品先物と金融先物は、共に課税対象ではないので、損益通算なし。
商品先物と株式の売買損益の損益通算	中国の個人所得税は、所得区分毎に課税される分離課税方式である。 株式売買益と商品先物取引の所得区分は、共に「財産譲渡所得」であるが、株式と先物取引で損益通算はできない。 (同一年度の株式取引同士または同一年度の先物取引同士の損益通算はできる)	先物取引に関する所得は課税対象ではないので、損益通算は該当事項なし	株式売買損益は譲渡税が課され、先物の場合は非課税/配当所得に分類され損益通算が不可能	先物取引に関する所得は課税対象ではないので、損益通算なし
商品先物と株式の非課税枠免除枠	現行の税法では、先物取引と株式の非課税枠、免税枠の規定はない。	該当事項なし	大株主でない者の有価証券市場、コスダック市場株式取引は非課税 デリバティブに直接投資した場合、先物取引は非課税 ※直接投資しない場合は投資信託のようなファンドに組み入れられた先物取引で課税	該当事項なし
株式、商品先物の損失の繰越	年間の取引収支で損失が発生した場合、株式、先物取引共に次年度に損失を繰越することができる。	該当事項なし	年間の取引収支で損失が発生した場合、株式、先物共に次年度に損失を繰越することができない。	該当事項なし
株式(預物)とデリバティブ取引(金融先物・商品先物)との売買収支の損益通算	損益通算不可	デリバティブ取引に関する所得は課税対象ではないので、損益通算は該当事項なし	デリバティブ取引に関する所得は課税対象ではないので、損益通算は該当事項なし	デリバティブ取引に関する所得は課税対象ではないので、損益通算なし
キャピタルゲイン課税について見直しの議論・検討がされているか	現在のところ、見直しの議論・検討はされていない。 中华人民共和国个人所得税法 <PRC Individual Income Tax Law> clauses #1, #2-(9), #3-(5) and #6-(5) 中华人民共和国个人所得税法实施条例 <PRC Individual Income Tax Law - Implementation Rules> clauses #5-(3), #6, #8-(9), #10, #19-(3), #20, #22 Caishuizhi [1995] No. 98 财政部、国家税务总局关于在华无住所的个人如何计算在华居住满五年问题的通知 <Notice issued by the Ministry of Finance and the State of Administration of Taxation concerning the 5 consecutive full years residence rules for individuals who do not have domicile in China> Caishuizhi [1994] No. 40 财政部、国家税务总局关于股票转让所得暂不征收个人所得税的通知 <Notice issued by the Ministry of Finance and the State of Administration of Taxation concerning the capital gain from stock transfer is temporarily exempt from the PRC individual income tax>	現在のところ、見直しの議論・検討はされていない。 内国歳入法 (INLAND REVENUE ORDINANCE)	韓国の株式に投資している上場投資信託収益証券の取引に対し2009年から証券取引税の導入を考慮しているが、2013年10月末現在導入されていない状態である。	現在のところ、見直しの議論・検討はされていない。
出所 (法律名・条文番号など)	シンガポール所得税法(SITA)からの参照がない。SITAの所得税法に上記の取引に係る記載がないため、課税対象ではないと判断される。	所得税法第94条[譲渡所得税の範囲] 所得税法第104条[譲渡所得税の税率] 証券取引税法第8条[税率]証券取引税法第5条[弾力税率] 農漁村特別税法第5条[課税標準と税率]		

※各国の個人(居住者)が、事業所得の規模に達しない規模の売買で得た利益に対する課税方法に関する調査

2. 調査結果の分析

（1）相談件数の分析

国民生活センターが集計した 2012 年度の『商品デリバティブ取引』関連の相談件数（以下、『全件数』と表記）は 899 件と、当会が統計をとり始めた 05 年度以降、初めて 1 千件の大台を下回った。うち『国内商品先物等』（以下、『国内』と表記）の関連は 213 件、『海外商品先物等』（以下、『海外』と表記）の関連は 320 件だった。また全件数から国内と海外を引いた残りは 366 件で、この部分は『商品デリバティブ取引』関連の相談として受け付けたが、その対象は不明なものである（*1）。

海外には『オプション取引』と『ロコ・ロンドンまがい取引』が含まれており、それぞれ相談件数は 19 件と 41 件だった。この合計 60 件と海外全体の 320 件の差が、海外関連の相談だが取引対象が不明のものであり、その件数は 260 件にのぼった（*2）。

*1 「①2012 年度相談件数」右欄外に、「未区分」として表記。

*2 同上。なお国民生活センターは『海外商品先物等』の内訳として 2009 年から「オプション取引」と「ロコ・ロンドンまがい取引」の 2 分類を設けている。このうち「ロコ・ロンドンまがい取引」の対象となる取引には、「ロンドンで受渡しされる金の相対取引（スワップ取引）のまがい取引」のほか、「シカゴ大豆やニューヨーク原油などをベースとする C F D 取引が含まれる」としている（国民生活センター）。

国民生活センター相談件数に係る調査結果について

1. 商品デリバティブ取引関連の相談件数

本年 7 月の当会からの照会に対し国民生活センターが回答した 2012 年度の『商品デリバティブ取引』に係る相談件数（それぞれ 2013 年 7 月 16 日までに『消費生活相談データベース』に登録された件数）とその内訳は以下の通りである。

なお、同センターではデータを随時更新しているため、ホームページ等で公表されている数値とは差異が生じる可能性がある。

① 2012 年度相談件数（相談受付期間：2012 年 4 月 1 日～2013 年 3 月 31 日）

商品デリバティブ取引		899 件
└─ 国内商品先物等		213 件
└─ 海外商品先物等		320 件
└─ オプション取引		19 件
└─ ロコ・ロンドンまがい取引		41 件

←うち未区分 366 件

←うち未区分 260 件

*複数回答項目のため「オプション取引」「ロコ・ロンドンまがい取引」は重複の可能性あり。

② 相談件数経年比較

	2012 年度	2011 年度	2010 年度	2009 年度	2008 年度	2007 年度	2006 年度	2005 年度
商品デリバティブ取引	899 件	1,508 件	3,587 件	3,586 件	3,907 件	3,913 件	*4,532 件	4,711 件
国内商品先物取引	213 件	298 件	299 件	319 件	334 件	337 件	698 件	724 件
海外商品先物取引	320 件	638 件	2,388 件	2,274 件	1,427 件	1,021 件	905 件	596 件
未区分	366 件	572 件	900 件	993 件	2,146 件	2,555 件	2,929 件	3,391 件

*2006 年度件数は、時事通信社 07 年 9 月 20 日報道

(2) 過去の年度との比較

2012年度の『商品デリバティブ関連相談件数』(『全件数J』は899件と前年度に比べ約4割減少した。全件数は2011年度も前年度に比べ約6割減少しているが、こうした大きな減少が連続したのはデータをとり始めた2005年度以降、初めてのことである。

相談件数の前年度比較

	12年度	11年度	10年度	09年度	08年度	07年度	06年度	05年度
全件数	899	1,508	3,587	3,586	3,907	3,913	4,532	4,711
前年度比較 (件)	▲609	▲2,079	+ 1	▲ 321	▲ 6	▲ 619	▲ 179	—
増減率 (%)	▲40.4	▲58.0	0.0	▲ 8.2	▲ 0.2	▲ 13.7	▲ 3.8	—
国内合計	213	298	299	319	334	337	698	724
前年度比較 (件)	▲85	▲1	▲ 20	▲ 15	▲ 3	▲ 361	▲ 26	—
増減率 (%)	▲28.5	▲0.3	▲ 6.3	▲ 4.5	▲ 0.9	▲ 51.7	▲ 3.6	—
全件数比 (%)	23.7	19.8	8.3	8.9	8.5	8.6	15.4	15.4
海外合計	320	638	2,388	2,274	1,427	1,021	905	596
前年度比較 (件)	▲318	▲1,750	+114	+ 847	+ 406	+ 116	+ 309	—
増減率 (%)	▲49.8	▲73.3	5.0	59.4	39.8	12.8	51.8	—
全件数比 (%)	35.6	42.3	66.6	63.4	36.5	26.1	20.0	12.7
未区分	366	572	900	993	2,146	2,555	2,929	3,391
前年度比較 (件)	▲206	▲328	▲ 93	▲ 1,153	▲ 409	▲ 374	▲ 462	—
増減率 (%)	▲36.0	▲36.4	▲ 9.4	▲ 53.7	▲ 16.0	▲ 12.8	▲ 13.6	—
全件数比 (%)	40.7	37.9	25.1	27.7	54.9	65.3	64.6	72.0

(相談件数は7年前の5分の1に)

2012年度の『全件数』は899件と、7年前の05年に比べおよそ5分の1まで縮小した。『全件数』は年の経過とともにおおむね減少傾向をたどってきたが、05年度から10年度までの5年間は1,124件(10年度の対05年度比23.9%減)と減少の速度は緩やかだった。ところが11年度には前年度比で2,079件(58.0%減)と急速に相談件数が減少。この傾向は12年度も維持され、11年度比では609件(40.4%減)のマイナスとなった。

(商先法で海外相談件数は激減)

2012年度の『国内』の相談件数は213件で、前年度に比べ85件(28.5%減)減少した。この85件という減少数は、05年および07年の商品取引所法改正の影響があったとみられる07年度の前年度比361件減に次ぐ大きな数値で、11年1月に施行された行為規制の

強化および不招請勧誘禁止を含む商品先物取引法の影響がうかがえる。

なお、商先法の施行日(平成11年1月1日)を含む11年度の相談件数は10年度比で1件減少しただけであるが、これは相談内容が開示されないため推測になるが、この年に、すでに商品先物取引業務を廃止した業者と取引していた顧客あてに「事前に現金を振り込めば、損の全部または一部を取り戻すことができる等の内容の電話があり入金をせまられた」とする内容の相談が急増したことが影響したものと思われる。

一方、12年度の『海外』の相談件数は320件と前年度に比べ318件減り、2年連続の減少となった。また減少の割合は11年度の73.3%に続き12年度も49.8%と高い水準を維持したことから、ピークの10年度2,388件に比べると、相談件数は2年間で1割近く(13.4%)にまで激減したことになる。

『海外』に関しては、商先法により取引所外取引(ロコ・ロンドンまがい取引など)と海外取引所取引業務に、国内商品先物取引同様の参入規制が導入され、同時に行方規制も強化されたことの影響が強く見受けられる。参入規制に関連しては11年1月時点で大手を含む複数の海外業者の登録が不許可とされており、またそれ以前にも不適切な営業活動を行っていた少なくない数の海外業者に對して長期にわたる行政処分が下されたため、そうした業者の淘汰が11年度の時点で相談件数の減少となって如実に表れたといえる。12年度に相談件数がさらに減少したのは、商先法以前の海外業者等の淘汰がいつそう進み、許可を受けた商先業者だけが海外取引関連業務を手掛けるようになったことが大きな理由とみられる。

これを別の観点から説明するのが、下表『オブション取引とロコ・ロンドンまがい取引の相談件数』である。

オブション取引とロコ・ロンドンまがい取引の相談件数

	2013年 (1-6月)	2012年度	2011年度	2010年度	2009年度
海外商品先物取引	121件	320件	638件	2,388件	2,274件
規制海外先物(＊)				373件	577件
オブション取引	5件	19件	53件	321件	292件
ロコ・ロンドンまがい取引	13件	14件	74件	341件	498件
未区分		260件	511件	1,353件	907件

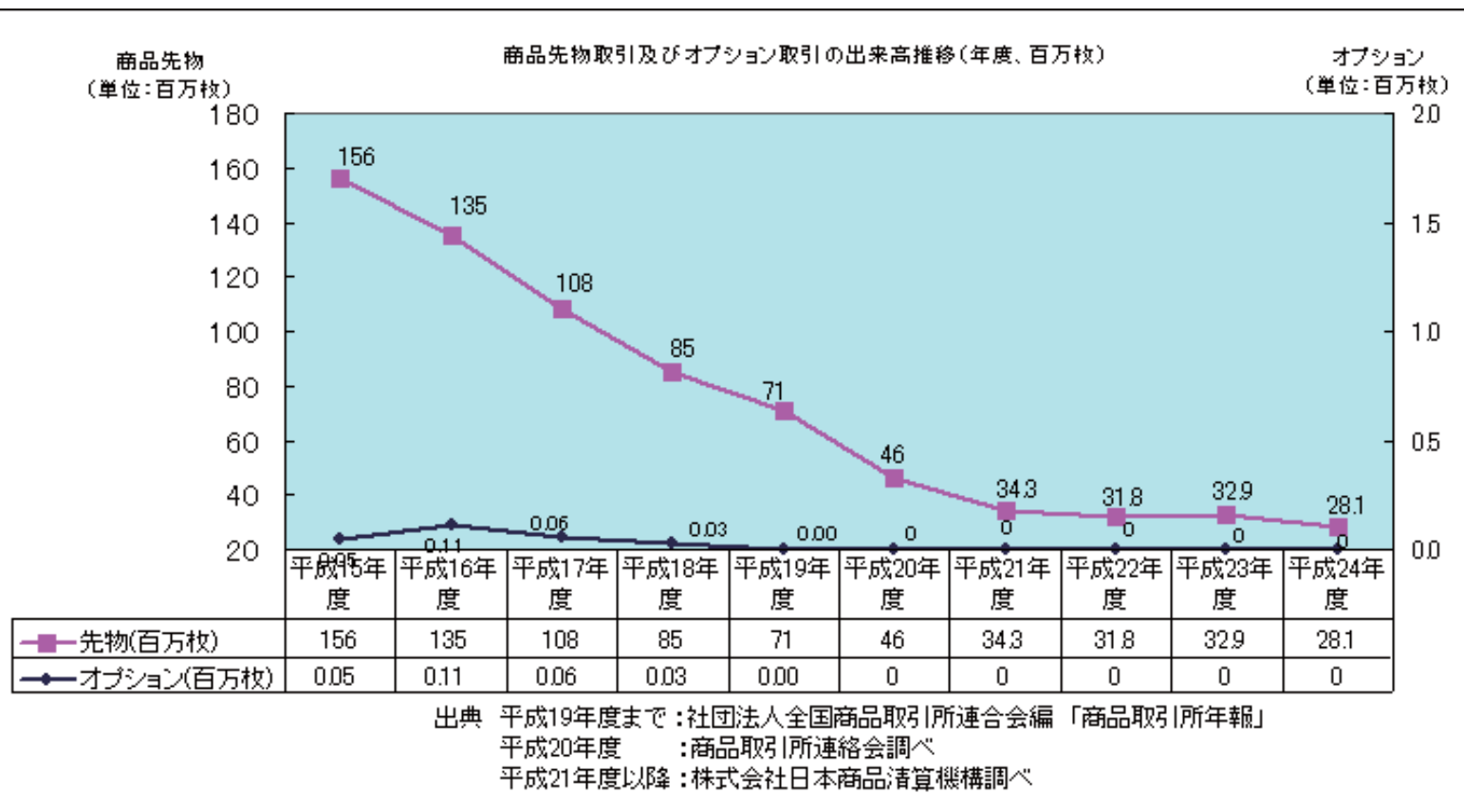
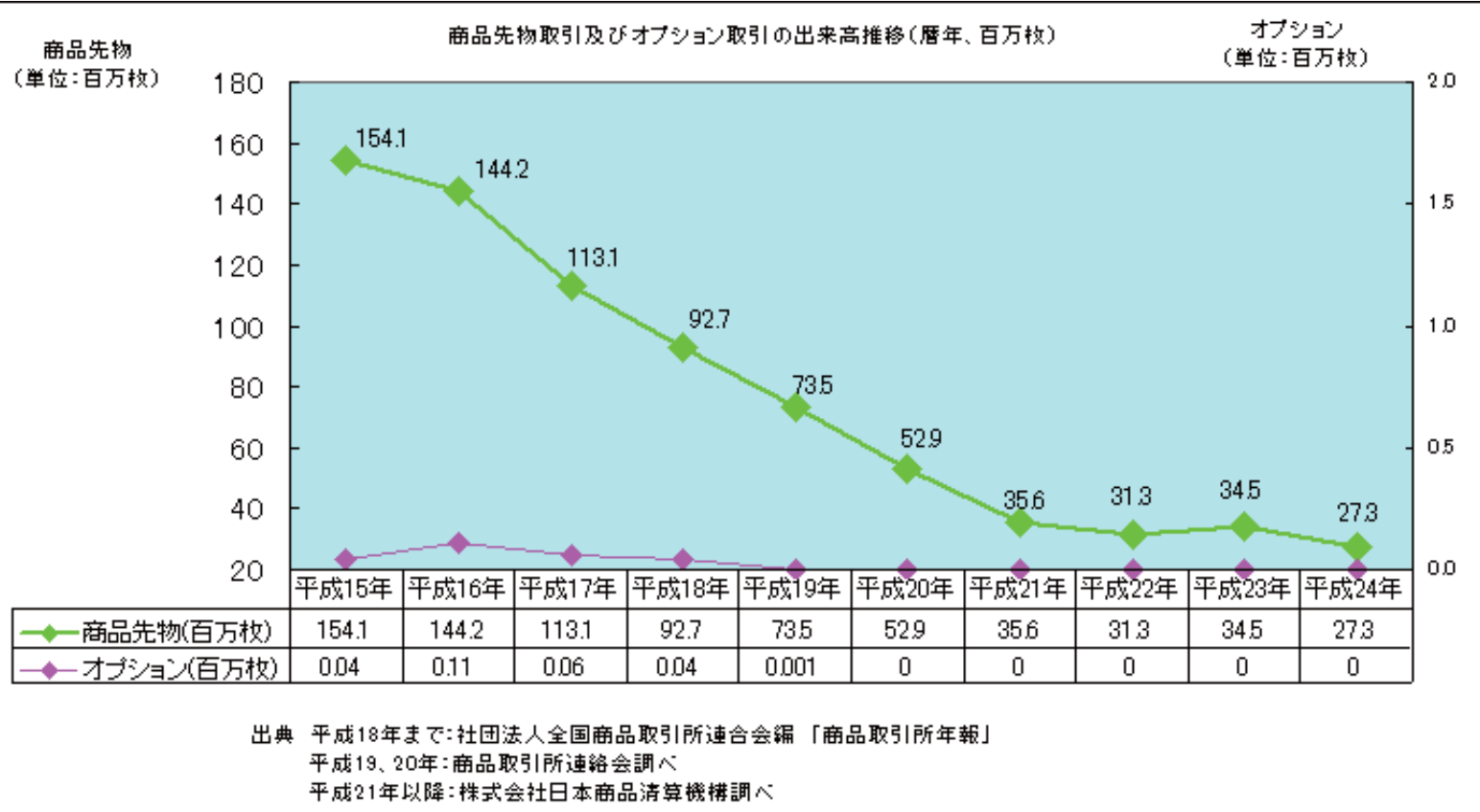
＊2011年以降は「規制海外先物」の検査条件を廃止

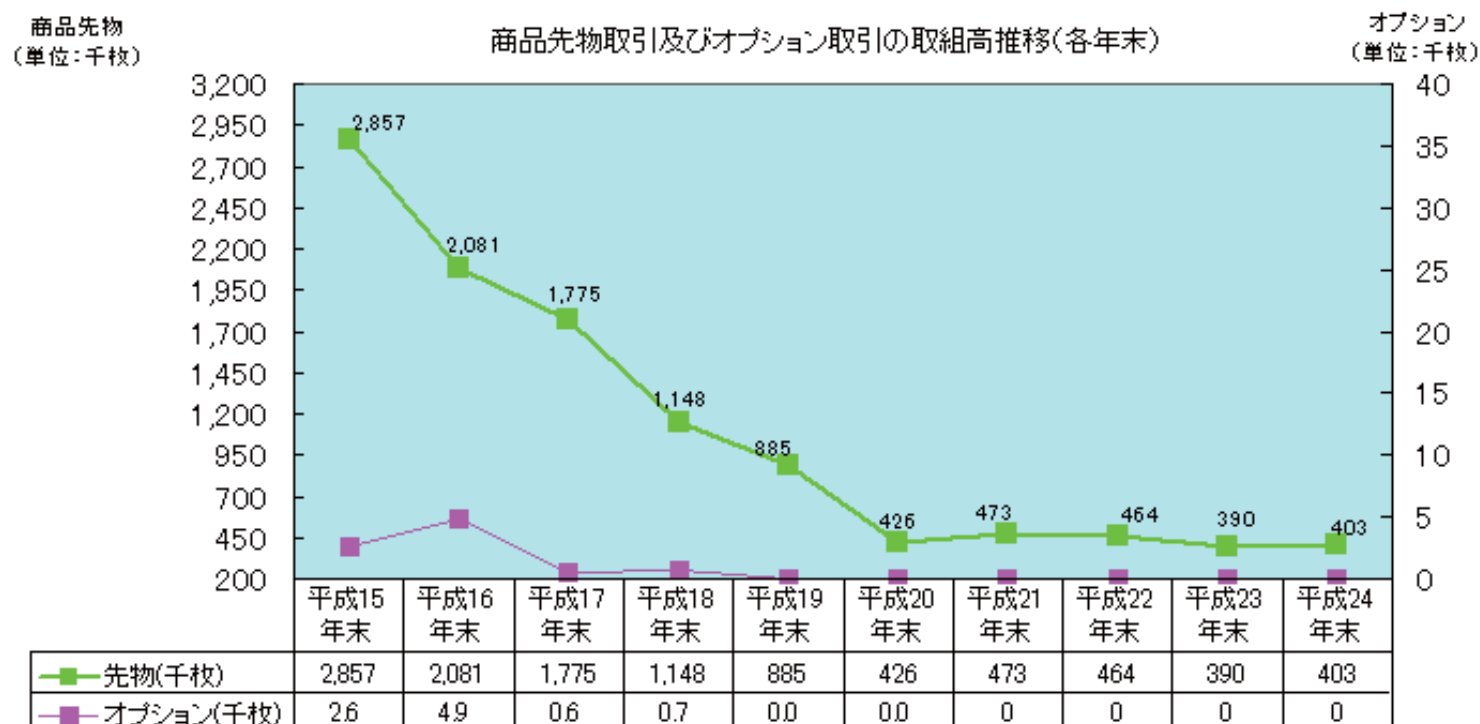
『海外』相談件数がピークとなったのは09年度から10年度にかけてだが、その大きな理由のひとつとして『ロコ・ロンドンまがい取引』に係るトラブルの増加が挙げられる。同取引にかかる相談件数は09年度が498件、10年度が341件だった。その状況が一変するのが11年度以降で、商先法による取引所外取引に対する規制を経て11年度74件、12年

度 14 件、そして今年の上期（12 年度と一部重複）は 13 件と劇的な縮小を見せている。
同様のことは『オブション取引』にもあてはまる。相談件数は 10 年度の 321 件から 11 年度にはそのおよそ 6 分の 1 にあたる 53 件まで急減。さらに 12 年度は 19 件、今年上期はわずか 5 件という状況にある。

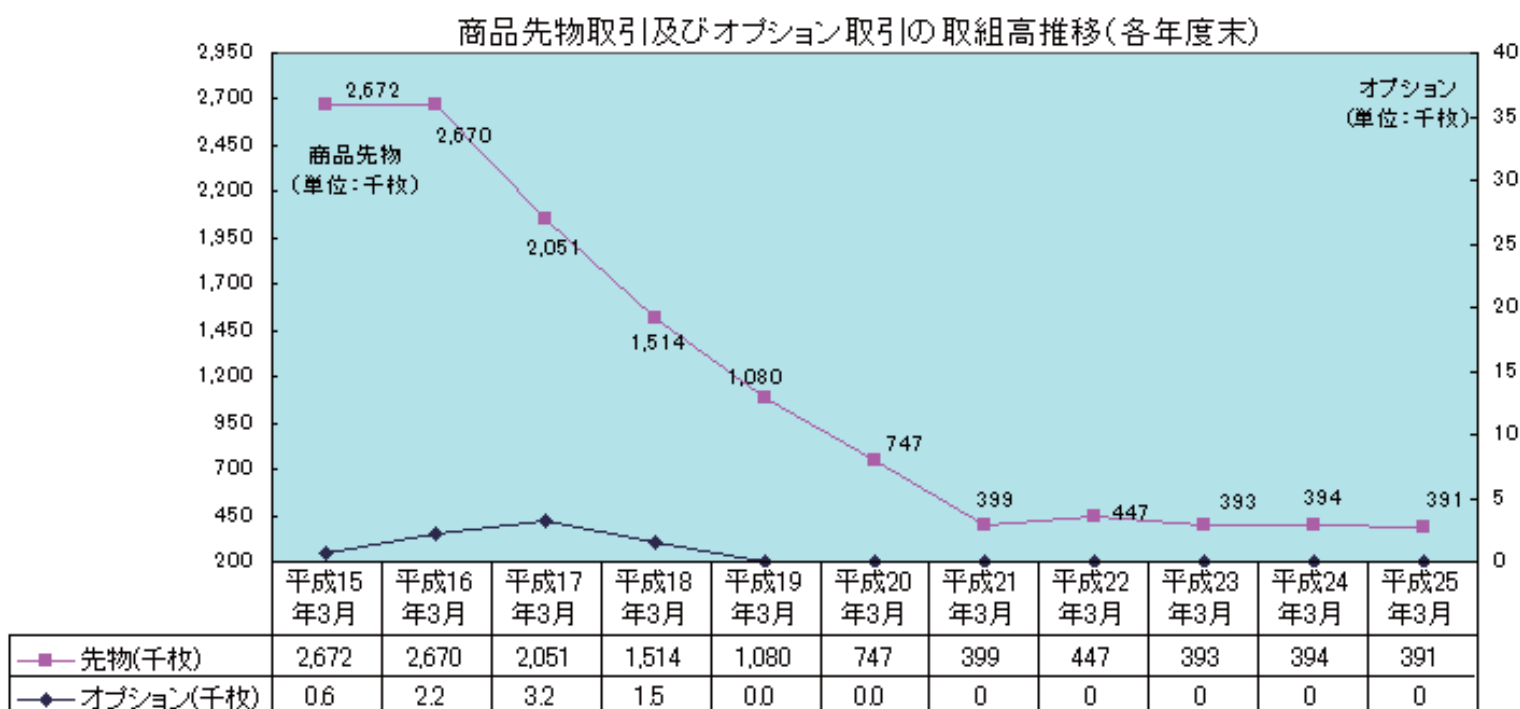
以 上
(文責：先物協会事務局)

〔資料 8〕 広報事業関係資料





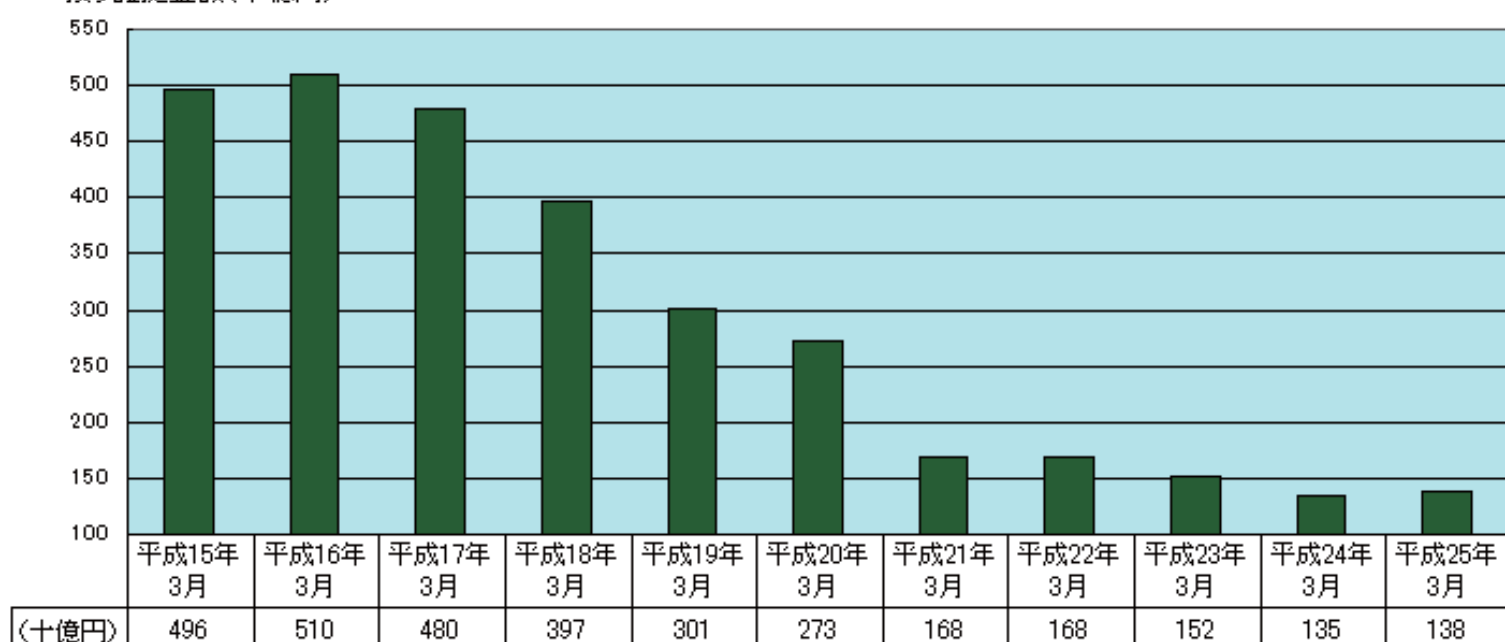
出典 平成19年末まで:「商品取引所年報」(各月央値)
 平成20年 :各商品取引所の公表データ(月央値)
 平成21年以降 :株式会社日本商品清算機構(月末値)



出典 平成20年3月まで :「商品取引所年報」(各月央値)
 平成21年3月 :各取引所公表データによる(月央値)
 平成22年3月以降 :株式会社日本商品清算機構調べ(月末値)

預り証拠金額(十億円)

預り証拠金額推移

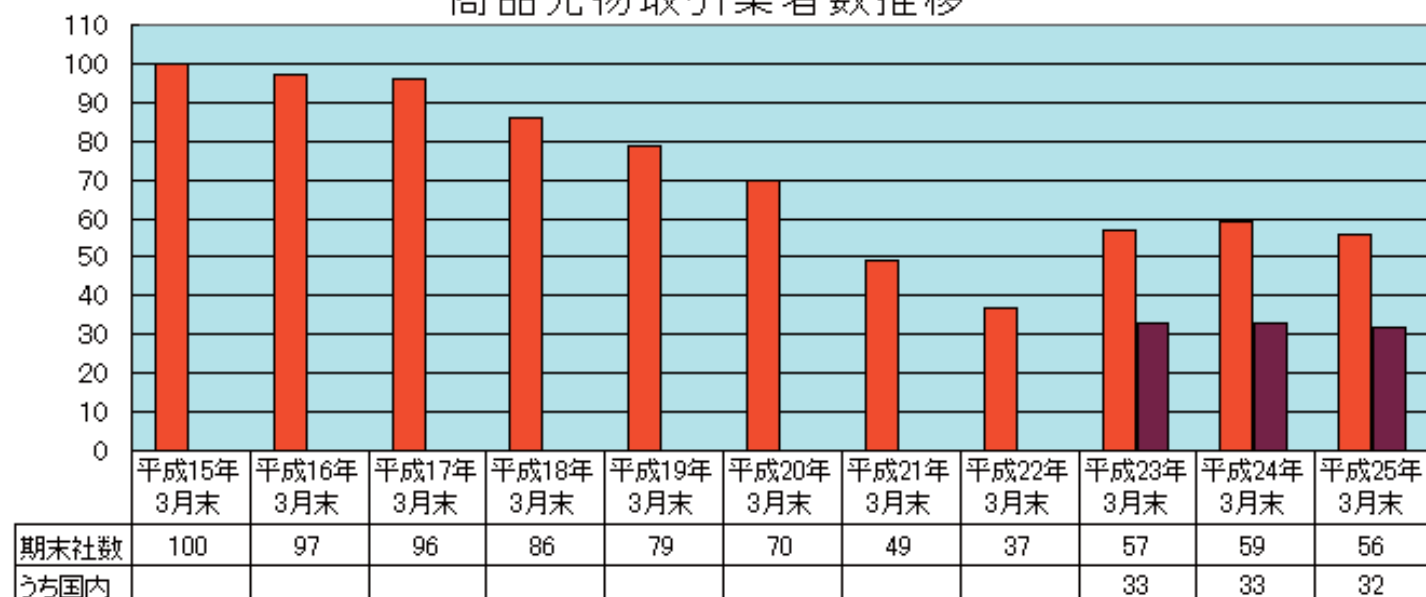


出典 平成17年3月まで：社団法人全国商品取引所連合会編「商品取引所年報」

平成18年3月から：財日本商品清算機構調べ(値洗損益、決済損益を加減した数値)

商品先物取引業者数(社)

商品先物取引業者数推移



出典 平成20年3月末まで：社団法人全国商品取引所連合会編「商品取引所年報」

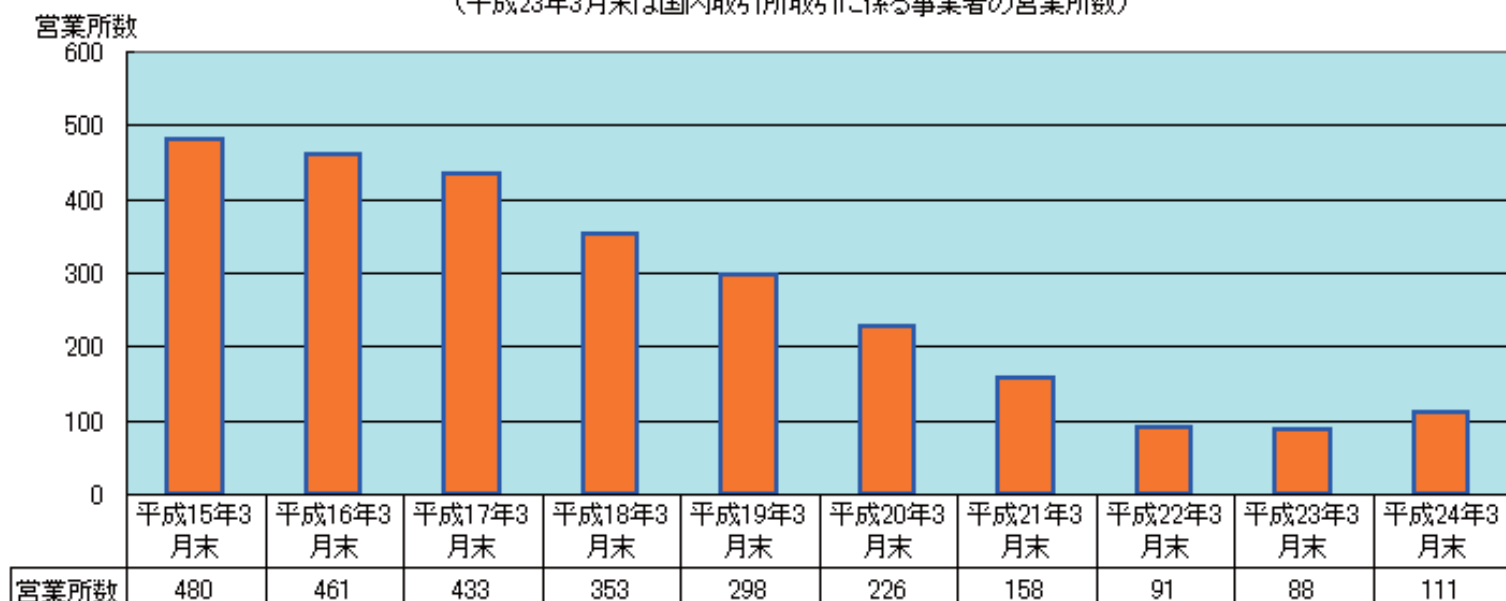
平成21年3月以降：本会調べ(速報値)

注意事項 平成23年1月から、商品先物取引業者資格は「国内」「海外」「店頭」の3つに区分された。

そのため、平成23年3月期以降は、「全商先業者数」「うち国内取引所取引を取扱う業者数」の2本立てで表示することとした。

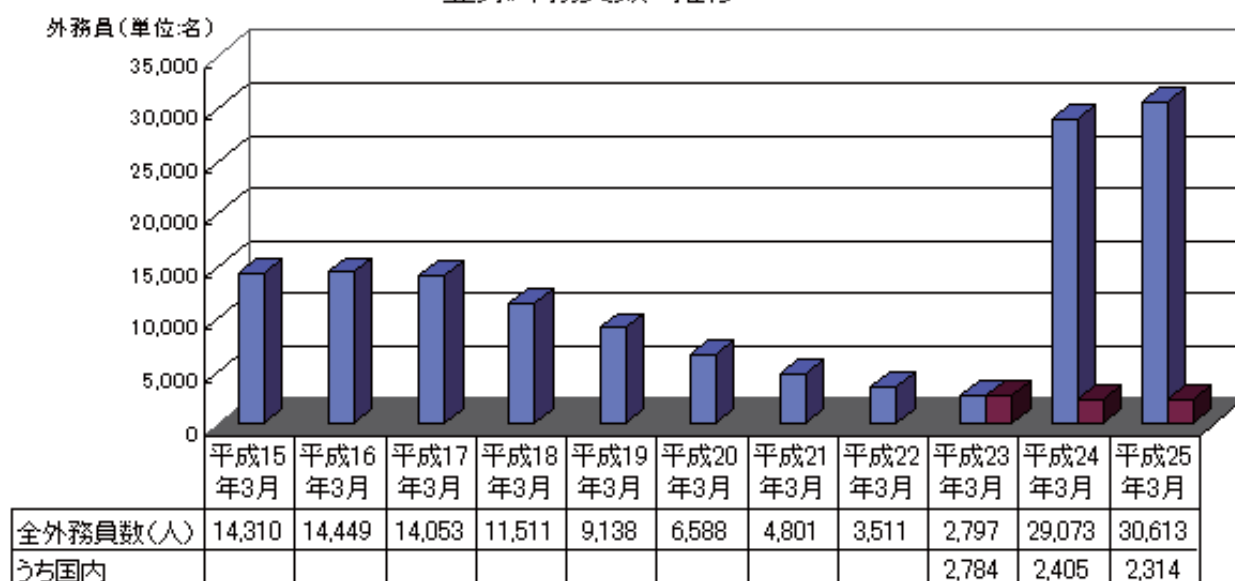
それ以前の業者数は、国内取引所取引を取扱う社の数である。

商品先物取引業者 営業所数推移
(平成23年3月末は国内取引所取引に係る事業者の営業所数)



出典 平成20年3月末まで：社団法人全国商品取引所連合会編「商品取引所年報」
 平成21、22年3月末：本会調べ(速報値)
 平成23年3月末：本会作成「会員等名簿」より
 注意事項：平成23年3月末は国内取引に係る事業者の営業所数の合計値である。

登録外務員数 推移



出典 平成20年3月末まで：社団法人全国商品取引所連合会編「商品取引所年報」

平成21年3月末：日商協「事業報告書」より

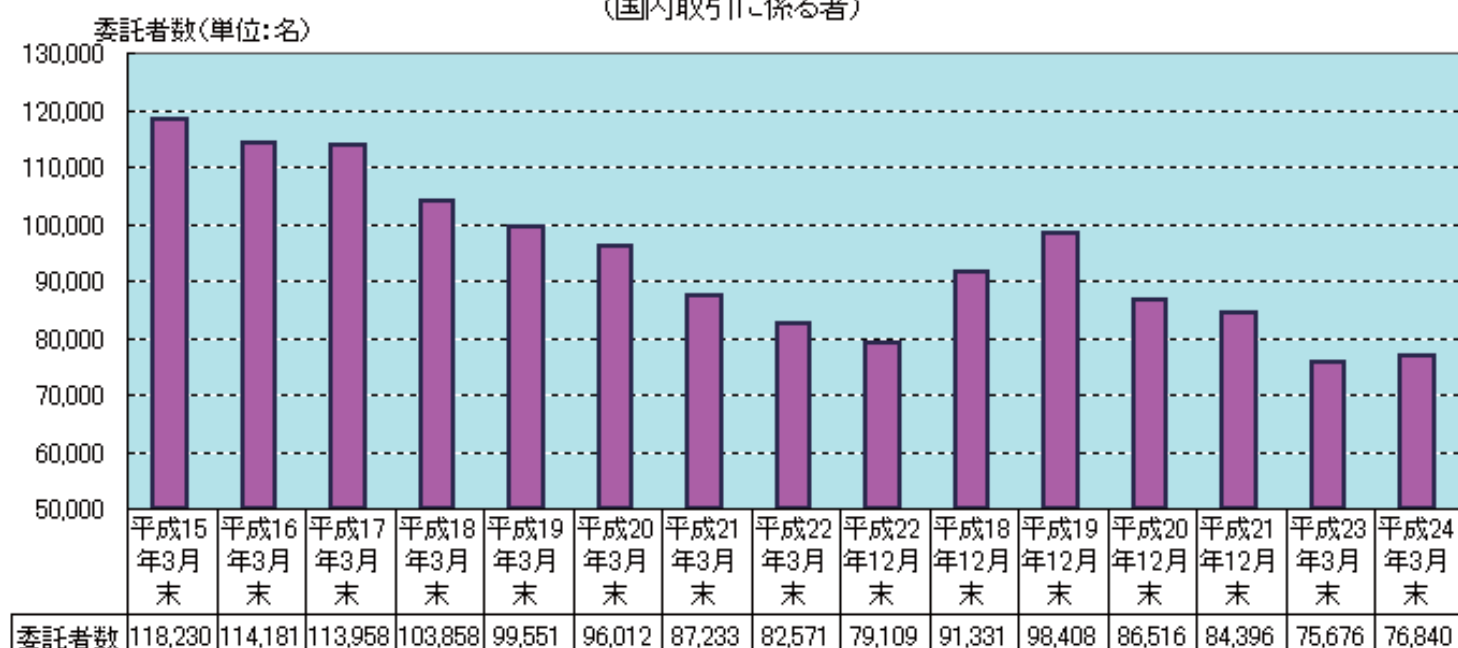
平成22年3月末以降：日商協調べ(会報による。)

注意事項 平成23年1月から、商品先物取引業者資格は「国内」「海外」「店頭」の3つに区分された。

そのため、平成23年3月期以降は、「全外務員数」「うち国内取引所取引に従事する外務員の数」の2本立てで表示することとした。

それ以前の外務員数は、全て国内取引所取引に従事する者の数である。

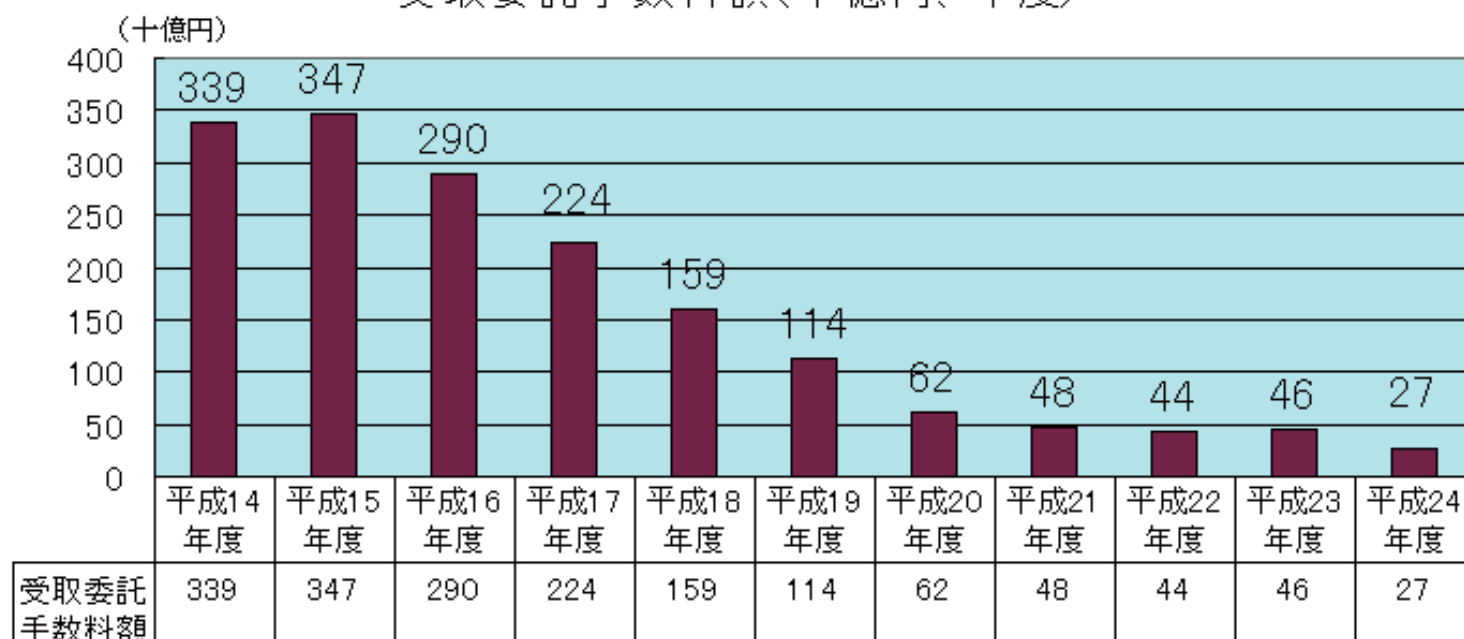
委託者数 推移
(国内取引に係る者)



出典 平成20年3月末まで : 社団法人全国商品取引所連合会編「商品取引所年報」

平成21年3月以降 : ディスクロージャー資料を基に本会において集計

受取委託手数料額(十億円、年度)



出典: 日商協会報

注意事項: 平成23年1月以降は外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引に係る手数料が含まれている可能性がある。

凡 例

1. 本「会員等名簿(PDF版)」は、平成25年7月1日を名簿作成基準日とした①日本商品先物振興協会に加入している商品先物取引業者及び商品先物取引仲介業者、及び②本会の会員外で国内商品市場取引を取扱う商品先物取引業者の名簿です。

①は更に、(1)主に国内商品市場取引を取扱う社と(2)国内商品市場取引は取扱わないで、外国商品市場取引または店頭商品デリバティブ取引を取扱う社に区分した上で50音順に掲載しております。

PDF版の作成に際し、基準日以降に変更があった事項で当協会が把握しているものについては、可能な限り掲載しました。それ以外の事項及びその後の変更につきましては各商先業者のホームページ等でご確認ください。

2. ① 役職員数には契約社員、派遣社員、アルバイト、嘱託は含みません。
② 商品先物取引業（商品先物取引法（昭和25年8月5日法律第239号、以下単に「法」という。）第2条第22項各号、以下「商先業」という。）を主たる業務としている会社の場合、役職員数は上記を除く全役職員の合計です。
③ 商先業を主たる業務としていない会社の場合、「役職員数」は取締役数と商先業従事者数（上記①及び相談役、監査役、監事を除く）の合計です。

3. 各社ごとに、受託業務を行っている市場を◎印、取次ぎ業務を行っている市場を○印、仲介業務を行っている市場を△印、そして店頭取引を行っている市場を□印により表示しました。表中の略称等の意味は次のとおりです。

(1) 商品取引所の名称

東商取 = (株)東京商品取引所

堂島取 = 大阪堂島商品取引所

海外取・OTC = 海外の商品取引所又は店頭商品デリバティブ取引

(2) 国内商品市場(商品取引所及び取引対象となる主な物品などの略称

農産物 = 農産物市場 ; 堂島取 = 小豆、米国産大豆、とうもろこし

砂糖 = 砂糖市場 ; 堂島取 = 粗糖

農産物・砂糖 = 農産物・砂糖市場 ; 東商取

水産物 = 水産物市場 ; 堂島取

貴金属 = 貴金属市場 ; 東商取

= 冷凍エビ

= 金(標準取引、ミニ取引)、銀

白金(標準取引、ミニ取引)、パラジウム

= ガソリン、灯油、原油

= 中京石油

= ゴム(RSS3号)

= アルミニウム

= 国際穀物等指数、コーヒー指数

= 日経・東商取商品指数

; 東商取

; 東商取

; 東商取

; 東商取

= 農産物・飼料指数市場 ; 堂島取

= 日経・東商取商品指数 ; 東商取

平成25年

会員等名簿

(平成25年7月版)



日本商品先物振興協会

<http://www.jcfia.gr.jp/>

目 次

会員等名簿 平成25年7月版

I 日本商品先物振興協会 会員名簿

1. 主として国内商品市場取引を取扱う商品先物取引業者 26 社

あ行

㈱アステム.....	3
㈱アルフィックス.....	3
今村証券㈱.....	4
エース交易㈱.....	4
岡地㈱.....	5
岡藤商事㈱.....	5
岡安商事㈱.....	6

か行

カネツ商事㈱.....	6
㈱共和トラスト.....	7
K O Y O証券㈱.....	7
㈱コムテックス.....	8

さ行

サンワード貿易㈱.....	8
新日本商品㈱.....	9
セントラル商事㈱.....	9

た行

第一商品㈱.....	10
大起産業㈱.....	11
ドットコモディティ㈱.....	11

な行

日産センチュリー証券㈱.....	12
日本エココム㈱.....	12
ニューエッジ・ジャパン証券㈱.....	13

は行

㈱フジトミ.....	13
フジフューチャーズ㈱.....	14
北辰物産㈱.....	14
や行	
㈱U H G.....	15
豊商事㈱.....	16
ら行	
ローズ・コモディティ㈱.....	17

2. 外国商品市場取引、店頭商品デリバティブ取引を取扱う商品先物取引業者 2 社 (国内商品市場取引は取扱っていない会員を掲載しております。)

I G マーケッツ証券㈱.....	21
楽天証券㈱.....	21

3. 商品先物取引仲介業者(準会員) 1 社

日本ファイナンシャルセキュリティーズ㈱.....	25
--------------------------	----

II 【会員外】国内商品市場取引を取扱う商品先物取引業者 5 社

㈱アップルタイムズマーケット.....	29
クレディ・スイス証券㈱.....	29
J P アセット証券㈱.....	30
ひまわり証券㈱.....	30
フィリップ証券㈱.....	31

III 巻末資料 (国内商品市場取引を取扱っている社の状況)

1. 商品先物取引業者の本・支店数推移.....	35
2. 役職員数・登録外務員数.....	35
以上	

資 料

1. 商品先物取引業者の本・支店数

(国内商品市場取引を取扱っている社に関するデータ)

		単位：店舗				
		H20.10.1	H21.1.1	H21.4.1	H21.7.1	H21.12.1 (※1)
						H22.10.1
社 数	専業型	59社	53社	49社	49社	41社
	当業型	56社 3社	52社 1社	48社 1社	48社 1社	36社 0社
支 店	国内	188箇所	166箇所	139箇所	139箇所	123箇所
	国外	187箇所 1箇所 (台湾)	165箇所 1箇所 (台湾)	138箇所 1箇所 (台湾)	138箇所 1箇所 (台湾)	122箇所 1箇所 (台湾)
		80箇所	79箇所	1箇所	1箇所	1箇所 (台湾)

		H23.4.1	H24.4.1	H24.10.1	H25.4.1
社 数	専業型	33社	33社	32社	32社
	当業型	33社	33社	32社	32社
支 店	国内	88箇所	78箇所	78箇所	76箇所
	国外				

※1＝協栄物産㈱（平成21年12月28日廃業）、タイコム証券㈱（平成21年12月25日廃業）は含まず。

2. 登録外務員数

		単位：人
		平成25年4月1日
		登録外務員数
		2,314人

※1＝国内商品市場取引業務に従事する商先業者が本会に対して申告した数値の合計値である。
※2＝クレディ・スイス証券、ニューエッジ・ジャパン証券に係る数値は含まれていない。

平成25年7月版 商品先物取引業者名簿
平成25年7月1日基準日



日本商品先物振興協会

〒103-0016 東京都中央区日本橋小舟町9-4
東穀アネックスビル7階
TEL: 03-3664-5731 FAX: 03-3664-5733
<http://www.jcfia.gr.jp/>

商品デリバティブ取引に関する税金

個人の商品デリバティブ取引による所得に対する税制の概要についてご説明します。



商品デリバティブ取引による所得は申告分離課税

個人の方が国内の商品・金融・有価証券を原資産とする取引(所デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引)(以下、単に「デリバティブ取引」といいます。具体的な例については、P4をご覧ください。)の差金決済やオプションの権利行使・被権利行使(以下、単に「差金等決済」といいます。)を行ったことにより年間の損益を通算して利益となった場合には、その決済を行った日の属する年分の所得として、他の所得と合算しない「申告分離課税」により課税されます。受渡しによる決済は対象となりません。

なお、商品先物取引業者は、差金等決済が行われた顧客の取引について、損益にかかわらず、顧客の氏名、住所、約定価格等を記載した「先物取引に関する調書」を、原則として、その差金等決済があった日の属する年の翌年の1月末日までに、当該商品先物取引業者の所在地の所轄税務署長に提出しなければなりません。



税率は20% (所得税15%、住民税5%)

居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者がデリバティブ取引の差金等決済を行ったことにより生じた利益に対して15%の税率により所得税が課税されます。また、居住者については別に5%の住民税も課されます。

※これに加えて、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間に生じた所得については「復興特別所得税」として所得税額の2.1%が徴収されることとされております。詳しくは、P6をご覧ください。



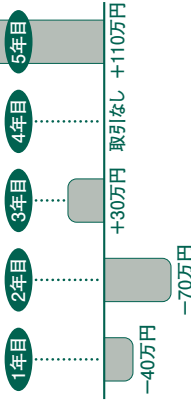
損失は3年間の繰越控除が可能

居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者がデリバティブ取引の差金等決済を行ったことにより年間を通じて損失となったときは、その損失の金額を翌年から3年間にわたってデリバティブ取引による所得の金額から控除することができます。

〔繰越控除を受けるために必要な手続き〕

繰越控除の適用を受けるには、損失が生じた年分の所得税について、当該損失の金額に関する明細書等が添付された確定申告書を提出し、かつ、その後の繰越期間中連続して確定申告書を提出することが必要です。また、控除を受けようとする年分の確定申告書には、繰越控除を受ける金額の計算に関する明細書等一定の書類を添付しなければなりません。

〔損失の繰越控除の例〕



年数	損益	解説
1年目	-40万円	年間では損失となり、所得はなかったこととなります。納税のための申告は不要ですが、翌年以降に損失を繰り越して控除を受けるためには、損失の確定申告書を提出しなければなりません。
2年目	-70万円	1年目に同じ。
3年目	+30万円	1年目の損失のうち30万円を控除できます。その結果課税所得はゼロとなります。
4年目	±0	取引なし(繰越控除の適用を受けるためには、毎年連続して確定申告書を提出する必要があります。)
5年目	+110万円	2年目の損失70万円を繰越して110万円から控除することができます。(1年目の損失のうちまだ繰越控除していないものが10万円残っていますが、既に3年経過してしまっているのこの10万円については繰越控除することができません。) その結果、当年の課税所得は40万円となり、税率は20%ですから、納税額は8万円となります。

デリバティブ取引の所得の計算

デリバティブ取引を差金等決済したことにより生じた売買差損益金から委託手数料及び手数料に係る消費税などその取引に直接要した費用の額を控除した損益金額を年間(暦年＝1月1日から12月31日)で通算し、さらに繰越控除できるデリバティブ取引による損失があるときはその損失の額を控除してなお利益が生じたときにその利益が課税対象所得となります。

デリバティブ取引による所得は、差金等決済により生じた損益によって計算しますので、損益金の支払いがあったかどうかには関係ありません。

また、決済をしていない取引の含み損益(値洗い損益)は課税対象にはなりません。差金等決済により「実現した損益」によって所得を計算します。ですから、年末に値洗い益があっても値洗い損があっても、年間の所得には関係ありません。



オプション取引の所得の計算

オプション取引の場合、受払いしたプレミアム代金から委託手数料などを控除した年間の損益金額を通算したものが課税対象の所得となります。

オプション取引の損益は、オプションの転売又は買戻し、権利行使又は被権利行使、買方の権利放棄(満期日)のいずれかの時点で確定することになります。

(例えば、オプションを買った場合、買った時点でプレミアムを支払いますが、その時点では損益は確定せず、そのオプションを転売するか、権利行使するか、権利行使せず満期日が到来した時点で損益が確定することになります。)

なお、権利行使により取得した原市場における建玉は、それが差金等決済されたときに損益が発生します。

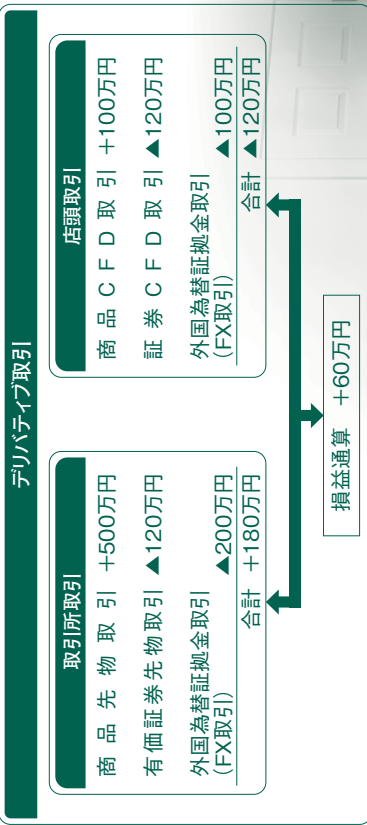
オプション売買の別	新規・仕切り・権利行使関係	損益	算式
オプションを買った場合	新規買い	未発生	無し
	転売	損益確定	受取プレミアム代金 －支払プレミアム代金
	権利行使	損失確定	支払プレミアム代金
	権利放棄(満期日)	損失確定	支払プレミアム代金
オプションを売った場合	新規売り	未発生	無し
	買戻し	損益確定	受取プレミアム代金 －支払プレミアム代金
	権利行使を受けた時	利益確定	受取プレミアム代金
	買方の権利放棄(満期日)	利益確定	受取プレミアム代金

互いに損益通算することができるデリバティブ取引について

損益通算ができる取引は、以下の通りです。

- ①国内の商品取引所における商品先物取引、商品指数等先物取引、商品先物オプション取引(例:金、金ミニ、白金、白金ミニ、ガソリン、原油、ゴム、一般大豆、とうもろこし、コメ等)
- ②国内の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引(例:日経225先物取引、同オプション取引等)
- ③国内の証券取引所又は金融取引所における金利先物取引、外国為替証拠金取引(FX取引)、カバードワラント
- (例:リック365、大証FX、ユーロ円3ヵ月金利先物等)
- ④店頭商品デリバティブ取引(金、石油、穀物等の商品を原資産とする取引)、店頭金融商品デリバティブ取引(通貨、金利、有価証券等の金融商品を原資産とする取引)、店頭カバードワラント(金融商品等を原資産とするオプションを証券化した取引)
- (例:商品CFD取引、店頭証券CFD取引、店頭FX取引)

上記の所得以外の所得(例えば、株式の現物・信用取引、商品ファンデ、外国の商品取引所の先物取引などによる所得)との損益通算はできません。



複数の商品先物取引業者で行った取引は通算して所得を算定します。

複数の商品先物取引業者で取引を行った場合は、すべての取引の年間の損益を通算して、デリバティブ取引から生じる所得を算定します。

例えば、年間の損益がA社において+50万円、B社において-60万円、C社において+90万円であった場合、その人の先物取引にかかる年間の所得は80万円ということになります。





氏名・住所の告知と確認

デリバティブ取引を行う顧客は、取引の差金等決済をする日までに、その差金等決済の都度、商品先物取引業者に氏名及び住所を告知するとともに、住民票の写し等の本人確認書類を提示しなければならぬこととなり、商品先物取引業者はその提示される書類により顧客の本人確認を行います。

(注)デリバティブ取引を行う法人顧客についても、個人の場合と同様に、商品先物取引業者に当該法人の名称及び住所を告知するとともに、商品先物取引業者はその提示された書類により当該法人の本人確認を行うこととされています。

なお、デリバティブ取引をした者が、商品先物取引業者との間でデリバティブ取引の委託等の契約を締結する際に一定の告知及び本人確認を行っているときは、当該契約に基づくデリバティブ取引の差金等決済につき告知があったものとして取り扱います。

ただし、住所等に変更があったときは、あらかじめ告知及び確認書類の写しの提示が必要となります。

「確認書類」として提出できる主なもの

- 住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し、印鑑証明書、住民基本台帳カード
- 健康保険被保険者証、国民年金手帳
- 運転免許証、旅券（パスポート）
- 外国人登録証明書
- 国税・地方税の領収証書、納税証明書、社会保険料の領収証書
その他財務省令で定めるもの



ご参考

法人のデリバティブ取引に係る税務

法人が行ったデリバティブ取引の損益は、次により法人税が課されます。

① 差金等決済による損益

デリバティブ取引の差金等決済を行ったことによる損益は、当該差金等決済を行った日の属する事業年度の益金又は損金に算入します。デリバティブ取引の売付け・買付け、転売・買戻しに係る委託手数料及びその他の費用の額は、その支払を行った日の属する事業年度の損金の額に算入することができます。

② 期末において未決済のデリバティブ取引に係る利益相当額・損失相当額

期末において決済されていない取引については、期末時点で決済を行ったものとみなされ、そこで発生する利益相当額又は損失相当額は、その事業年度の益金又は損金に算入されます。この場合、利益相当額又は損失相当額は、事業年度終了日における取引所の最終価格等で決済したこととして計算される差金に基づく額となります。また、期末に計上された利益相当額又は損失相当額は、翌期首において戻入れ処理が行われます。

③ ヘッジ会計を利用している場合の繰延ヘッジ利益・損失

企業がヘッジ目的でデリバティブ取引を利用した場合、デリバティブ取引は時価評価されるのに対し、ヘッジ対象である資産・負債は原価評価される場合があります。このような損益認識時点のずれを一致せよとする会計手法を「ヘッジ会計（繰延ヘッジ会計）」といいます。
会計上、繰延ヘッジ会計が認められる場合は、原則として税法上も同様の取扱いが認められており、繰り延べた金額は損金・益金として計上されません。

詳細は税理士にご相談下さい。

復興特別所得税について

東日本大震災からの復興のための施策を実施するのに必要な財源を確保する特別措置として、「復興特別所得税」が創設されました。

1. 措置期間、課税対象、税額

- (1) 措置期間
平成25年1月1日から平成49年12月31日まで（25年間）
- (2) 課税対象
上記期間内の個人の所得税額
- (3) 税額
所得税額に2.1%乗じて得られた額

2. 税額算出の例

例えば、個人の方が行ったデリバティブ取引から得られた所得が50万円である場合、当該所得に係る復興特別所得税は以下のようにして算出することができます。

所得税額 = 50万円 × 15% = 7万5千円

住民税額 = 50万円 × 5% = 2万5千円

復興特別所得税 = 7.5万円 × 2.1% = 1.575万円（新設）

● 住民税等の地方税は対象となりません。

3. 留意すべき点

所得税額が課税対象となることから、現行税法に設けられている10の所得（利子・配当・不動産・事業・給与・譲渡・一時・雑・山林・退職の各所得）から生じる所得税全般に2.1%の税金が課せられることになります。

詳細は税理士等の専門家または課税当局にご確認下さい。

JCFIA

JAPAN COMMODITY FUTURES
INDUSTRY ASSOCIATION

日本商品先物振興協会

〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町9-4 7階
TEL 03-3664-5731 FAX 03-3664-5733
<http://www.jcfia.gr.jp/>



みんなの株式Specialセミナー

どうなる！どうする！
株・為替・商品

2013年6月12日（水）

主催：株式会社みんかぶ

後援：日本商品先物振興協会、株式会社東京商品取引所、
大阪堂島商品取引所、株式会社日本商品清算機構

協力：株式会社想研



『みんコモ・コラムアワード2013』について

前回ご報告会でご相談の上、決定させて頂きました『みんコモ・コラムアワード2013』の発表ページが出来ましたのでご報告致します。

大賞 (小次郎 謙二 様)
【受賞コメント】
このたびは大賞という栄誉ある賞をいただきまして、感謝しています。たまたま集まって書き始めたテクニカル分析のコラムだったのですが、途中で手ごたえを感じ、最近はお金の大きさに驚かばりです。
まずはいろいろなところで「読んでは」とか「ファンです」とか載るようになりました。(汗) 途中でちょっと『感想募集』とメールアドレスを書いたところ、メールが殺到してそれにびっくりしました。みんながみんコモのコラムランキングで書くたびに1位になり、しかもランキング20位のうち、4つ5つも私のコラムが入っているという状況となり、最初は嬉しかったのですが今は逆に責任の大きさを感ずるようになりました。
テクニカル分析を「使いこなせる」ところまで徹底解説するという連載の趣旨が投資家のニーズにあったのだと思います。既に連載42回、ページ数にして242頁になりましたが、紹介したいテクニカル指標はまだまだあります。テクニカル分析の解説コラムとして投資家の永遠のバイブルとなるよう、これからも精進してまいりますので、どうぞ引き続き応援よろしくお願い致します。

副賞 (日本ユニコム 菊川 弘之 様)
【受賞コメント】
みんコモ・コラムアワード2013副賞を頂き、有難うございました。昨年の大賞に続き、机の上の空想ではなく、実際にトレード(投資)する立場で役立つ内容を書いたことが評価され、嬉しく思います。今年は、米国選挙の波の中、コモディティからも資金流出が続いた一年でした。次年も継続分析で最新のトレンドを割り、テクニカル分析・日経分析・内部要因分析を組み合わせて、「いつくらいに・どの程度の価格で動き・どうなったらどうすべきか」を、少しでも分かりやすく、タイムリーにお伝えできれば幸いです。

**みんなのコモディティ
Column Award 2013**

特別賞 (大起産業 小笠 舞 様)
【受賞コメント】
「みんコモ・アワード」特別賞の受賞、ありがとうございます。当コラムではコモディティ投資の裾野を広げるために、出来る限りコモディティ投資の面白さを伝えられるような内容構成とすることを心がけています。リサーチャーとして価格予測の精度の高さは当然のことですが、それに加えて価格変動の「なぜ?」、「どうして?」の部分にクローズアップして、コモディティ投資の想・不安を少しでも取り除いていきたいと思っています。今後も最新の価格分析理論の成果を初心者からプロにまで、一般向けの言葉で分かり易くお伝えしていく方針です。引き続き、ご愛顧を宜しくお願い致します。

特別賞 (四国商事 柳近 要 様)
【受賞コメント】
この度、昨年に続きまして、「みんなのコモディティ特別賞」をいただきましたことを、光栄に思います。個人投資家の方々への幅広い啓蒙という立場から、「みんなのコモディティ」はとてども訴求力の高い、素晴らしいWebサイトであると認識しています。
これからも、幾多の投資家の方々から、強い支持を受けて行くことでありましよう。
引き続き投資家支援の立場を忘れることなく、コメントを提供して参ります。

「ゴールド川柳 ～あなたと金の2013年～」

[資料8-(8)]

【著者】 **みんながマガジン編集部**

2013年11月15日

g+1

0

B!

0

Tweet

7

いいね!

2

川柳を投稿して 豪華賞品があたる!

【応募締め切り】
2013年12月20日

ゴールド川柳

～あなたと金の2013年～



グランプリ



1/2オンス金貨
1名様



入賞



1/10オンス金貨
4名様



タイガーマスク賞

初代タイガーマスクの
サイン入りマスク

1名様



特別審査員兼表彰式プレゼンターに
初代タイガーマスク、佐山サトル氏緊急参戦!

みんなのコモディティとゴールドフェスティバル運営事務局では、皆様の日常生活における「ゴールド（金）」にまつわる、ユーモア溢れる作品を募集します。多くの皆様からのご応募をお待ちしています。

テーマ

「ゴールド（金）」にまつわる5・7・5の川柳であればどんな内容でも構いません。

応募期間

2013年11月21日～2013年12月20日

選考

「ゴールド川柳」運営事務局（株式会社想研、株式会社みんなが）
特別審査員兼プレゼンター：初代タイガーマスク（佐山サトル氏）



1957年山口県生まれ。覆面レスラー・タイガーマスクとして空前のプロレスブーム、社会現象を巻き起こす。その後は、UWFで後にU系と言われる独自のルールと打・投・極による格闘技色の強いレスリングスタイルを考案し、更に前述の修斗を創設した。今の総合格闘技の礎となる。現在は掣國真陰流を創始し、最先端の武道を追及していると共に、自身の団体リアルジャパンプロレスを創設して、プロレスの復権、復興に尽力している。



TOKYO GOLD FESTIVAL '14

真冬の金(ゴールド)の祭典。

11/21より
申込受付開始

2014.02.11 (火・祝)

東京・品川 THE GRAND HALL 定員480名/無料・事前申込制

ゴールドについて学び、ゴールドを体感する“特別な”一日

詳細・申込みは公式WEBから <http://goldfes.jp/>

ゴールドフェスタ

主催：ゴールドフェスタ運営事務局 特別後援：ワールド ゴールド カウンシル メディア協力：日経マネー

協賛：TOCOM Tokyo Commodity Exchange, CME Group, 日本商品先物取引協会, 日本証券業協会, 日本経済新聞, 日本放送協会, 日本テレビ, 読売テレビ, 朝日放送, 毎日放送, 関西テレビ, 関西放送, 中国放送, 山形放送, 宮城放送, 福島放送, 新潟放送, 富山放送, 石川放送, 福井放送, 山梨放送, 長野放送, 岐阜放送, 愛知放送, 三重放送, 滋賀放送, 京都放送, 大阪放送, 和歌山放送, 奈良放送, 徳島放送, 高松放送, 香川放送, 岡山放送, 広島放送, 山口放送, 福岡放送, 熊本放送, 大分放送, 宮崎放送, 鹿児島放送, 沖縄放送

For Investors & Traders Getting Excited!!

第12回 ご愛顧特別感謝祭 東京ドームシティ プリズムホール

投資戦略フェア

EXPO2014 2014年3月15日 土



2014年3月15日(土)開催

協賛社出展のご案内

 **パンローリング株式会社**

印刷用デジタルデータの提供ページ

- 各データに対する会員の皆様のニーズに沿ったデータを提供するために以下のアンケートにお答えください。
- ダウンロードしたデータへは①社名の挿入、②広告類似行為に係る法定記載事項の記載等の加工が可能です。

現在ダウンロード可能なデータ

1.

まんがが初めての商品先物取引(ai形式ファイル)

クリックで拡大
2.

東商取×先物協会作成 sco解説パンフレット

クリックで拡大
3.

東商取×先物協会 ゴムチャート

クリックで拡大
4.

東商取×先物協会 ゴムパンツ

クリックで拡大

[資料 8 - (12)]

平成 25 年 4 月 19 日

会 員 各 位
準会員 各 位

日本商品先物振興協会

「商品先物取引法対照法令集」作成と冊子版有償頒布の申込みについて

本会は日商協と共同で、現行条文に対応した新しい対照法令集を5月末に作成する予定ですので、その旨ご案内いたします。

会員、準会員の皆様には、新しい対照法令集の冊子版を無償で3部配付することとしておりますが、それ以上の部数をご希望の社には追加分を有償にて頒布いたしますので、下記 URL から有償申込用紙をダウンロードいただき、必要事項をご記入の上、4月26日(金)までに本会あてにメールをご返信ください。

(有償申込用紙 URL: <https://www.jcfia.gr.jp/cgi-bin/member/editDispatch.cgi?OpenFile&File=sgclRDYs0w.doc>)

なお、前回作成した対照法令集 (平成 23 年 1 月版) からの変更箇所については、別紙をご確認ください。

※ 対照法令集の納品予定時期：6月上旬 (予定)

※ 追加分の有償頒布の冊子単価：1部1,000円。
有償頒布分の梱包料・送料は以下の通りとなります。

- 先物協会に対照法令集を受け取る場合：梱包料、送料は無料
- 梱包料：420円/梱包 (1梱包に最大5冊の対照法令集が入れます。)
- 送料：宅配便を利用して配送いたしますので実費をいただきます。(重量、発送先により異なります。)

なお、追加分の有償頒布2部までは無償配布3部と同梱包で郵送しますので、梱包料、送料は発生しません。

費用は、郵送後、請求書をご郵送し、指定の口座にお振込みいただく予定です。

本件に関するお問い合わせ先

日本商品先物振興協会 菊池

電話：03-3664-5731

E-mail: jcfia@jcfia.gr.jp

[資料 8 - (11)]

日本商品先物振興協会 行き
(E-mail アドレス : jcfia@jcfia.gr.jp)

商品取引|所法対照法令集 有償申込用紙

提出期限：平成 25 年 4 月 26 日（金）

貴社名・送付先

送り先の住所（先物協会で受取希望の社は、「先物協会受取」とご記入下さい）

〒

電話番号

ご担当者 部署・ご氏名

必要部数 部（有償）

有償申込みについて
先物協会では、今回の商品先物取引法対照法令集（平成 25 年 5 月版）を作成するにあたり、在庫を確保する予定がございません。
このため、有償申込みをする際、必要部数を各部署のご担当者様と打ち合わせの上、ご注文ください。

[本件に関するお問い合わせ先]
日本商品先物振興協会 菊池
電話： 03-3664-5731

(別紙) 平成 23 年 1 月版 対照法令集からの改正箇所

[商品先物取引法]

平成23年5月25日 法律第53号「旧非訴訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」法53条 関連

改正条文	施行日：平成25年1月1日
第77条(商品取引所、会社法等の準用等)	
第96条の5(商品取引所、解職等)	
同条の14(商品取引所、議事録)	
第131条の6(商品取引所、金銭以外の財産を出費の目的とする場合についての会社法の準用)	
第144条の9(商品取引所、株式買取請求)	
同条の10(債権者の異議)	
同条の15(商品取引所、株式買取請求)	
同条の16(商品取引所、新株予約権買取請求)	
第153条(商品取引所、合併の無効の訴え)	
第328条(雑則、裁判所の禁止命令)	

平成23年6月3日 法律第61号「民法等の一部を改正する法律」法19条 関連

改正条文	施行日：平成24年4月1日
第15条(商品取引所、許可の基準及び意見の聴取)	

[商品先物取引法施行令]

平成24年7月19日「非訴訟手続法等の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」第9条 関連

改正条文	施行日：平成25年1月1日
第10条(商品取引所、一時自主規制委員の職務を行う者の選任の申立てについて準用する会社法の規定の読替え)	
第15条(商品取引所、金銭以外の財産を出資の目的とする場合についての会社法の規定の読替え)	
第16条(商品取引所、吸収合併をする場合の株式請求について準用する会社法の規定の読替え)	
第17条(商品取引所、新設合併をする場合の株式買取請求について準用する会社法の規定の読替え)	
第18条(商品取引所、新設合併をする場合の新株予約権買取請求について準用する会社法の規定の読替え)	

[商品先物取引法施行規則]

平成 23 年 6 月 29 日「農水省、経産省令第 2 号」

改正条文	施行日:平成 23 年 6 月 30 日
第 100 条の 3	
第 126 条の 11 (商品先物仲介業者、広告類似行為)	

平成 24 年 7 月 6 日「農水省、経産省令第 1 号」

改正条文	施行日:平成 24 年 7 月 9 日
第 3 条 (商品取引所、許可の申請書の添付書類)	

平成 24 年 11 月 16 日「農水省、経産省令第 1 号」

改正条文	施行日:平成 24 年 12 月 1 日
第 99 条 (純資産額規制比率、危険に対応する額の算出)	
第 100 条 (純資産額規制比率の届出)	
第 102 条 (不当な勧誘等の禁止、適用除外行為)	
第 102 条の 2 (不招請勧誘の禁止の例外)	
第 103 条 (禁止行為)	

[その他]

別表 第 2、大臣告示 等

平成二十五年五月

商品先物取引法対照法令集

日本商品先物取引協会
日本商品先物振興協会

